
令和2年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和2年6月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月9日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑(議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第36号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第36号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鍮水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員(1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長	中野昭一郎君	監査委員事務局長	佐藤 重信君
会計管理者	松岡 美紀君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	出利葉隆之君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 議案質疑

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第37号市有財産の貸付けについてを議題とします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） おはようございます。都市計画準備課の緒方でございます。

御説明を申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

議案第37号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によ

り、議会の議決を求める。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

1、貸し付けする財産の表示は、次の36ページの「土地・建物一覧表」のとおりでございます。

2、貸付けの相手方。静岡県下田市1丁目6番18号Nanz Village、株式会社VILLAGE INC、代表取締役橋村和徳。

3、貸付けの目的。閉校後の学校跡地を有効活用し、地域活性化を図るため。

4、貸付けの期間。令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間でございます。

議案書36ページをお開きください。

貸し付ける土地につきましては、全部で2筆。地目は、いずれも学校用地。総面積は9,567平米でございます。建物につきましては、教室と教材室、給食室などを合わせまして、全部で7棟、延べ床面積2,348平米となっております。

本議案は、平成30年3月に閉校となりました、市有財産である旧姫治小学校の無償貸付けに関する議案でございます。旧姫治小学校につきましては、今年、令和2年1月から2月にかけて、利活用に係る事業者募集を公募型プロポーザル方式により実施し、審査の結果、株式会社VILLAGE INCを優先交渉権者として決定しており、現在、仮契約の手続を行っているところでございます。

今後につきましては、今議会で無償貸付けをすることについて議決をいただき、また、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分についても、文部科学大臣の承認を得ましたら、株式会社VILLAGE INCとの本契約の手続を行います。

なお、株式会社VILLAGE INCは、アウトドアのプロデュース・運営、商業施設の運営等を主な事業として実績を有する会社であり、旧姫治小学校についても、オートキャンプ場、簡易宿泊施設、カフェなどの飲食スペースやイベントスペースなどの活用を予定しております。

市有財産である旧姫治小学校の土地・建物を無償で貸し付けるためには、地方自治法第96条第1項6号に規定される、「適正な対価なくして、これを貸し付ける場合」に該当することから、議会の議決が必要となりますので、今議会に上程し、議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この無償貸付けでございますけれども、今まで、耐震化ですね、補助金を使っておりますから、ここを売却するためには、補助金返還も伴うということからですね、無償貸付けといったところになったと思いますが、これ、何年間無償貸付けをされる予定なのか。それと、できれば、売却ですね、その補助金返還分も相手に支払ってもらうのが一番い

いのかなと気が致しますけれども、そういう交渉はできないのか。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、5年間につきまして、今回はですね、まず、無償貸付けでの活用ということで、まず、5年間を貸付期間としてやってみるということで想定しております。今回につきましては、売却よりもですね、まずは貸し付けて、いかにそこを活用するかということ念頭に置いて計画しておりますので、今回については、具体的に売却等の計画というか検討は特に行っていないところです。

今後につきましても、まずは、今回、貸し付けて、5年間で活性化を図るという目的がございますので、まずは、それに向けて取組を行いたいというふうに現在のところは考えております。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 5年間という無償貸付けの期限がですね、今、初めて知りましたけれども、この5年後はどうするつもりなのか。もし、この会社が、そこでまだ事業したいとすれば、もう売却になるのか。また、5年間で大体補助金返還が——その5年間の無償貸付けの5年間、この根拠をまず教えていただきたいと思う。その後は、売却をするのか、それとも賃貸にするのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、お尋ねの、なぜ5年間かということでございますけれども、活動が軌道に乗って一定の成果を出すというためには、ある程度の期間が必要と考えまして、5年間が適切ということで判断しました。もしも、思ったよりも成果が出なかった場合に、施設の運営経費は事業者負担ということでございますけれども、その間、地元の利益、活性化にはならないわけですから、ある意味、期限を設けることも必要と考えた結果で、5年間ということで設定しました。仮に10年間ともすると、結果を求めるには長過ぎることになりますし、3年間だと、事業者にとってもですね、無理なスケジュールになるのではないかとということで、5年間が適切というところで判断しているところでございます。

また、次の質問ですけれども、5年間たったときですけれども、その後についてですね、具体的に売却等を行っていくのかについては、現在のところ、そこまではまだ検討しておりません。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 関連するかと思うんですけど、今、5年間の無償貸付けということありますけど、5年後、もし撤退するとなったとき、この施設とオートキャンプ場というふうな要素で、この前、新聞にも紹介されておりましたけど、やっぱり、そういった施設についての手直しというか、元に復元してするのか、そういったところをきちんと、やっぱり最初に決めとかないと、5年後に協議した時点で、いや、もう撤退しますというだけになったらですね、や

っぱり何にもならないと思いますので、やっぱりそういったところは、きちんと、どういうふう
に5年後、撤退する場合はどうするのか、やっぱりそういうのを決めておく必要があるのではな
いかなという気がしております。その辺はどういうふうを考えているのか、お尋ねしたいと思
います。

それと、今回、無償貸付けということでありますけど、まだ類似施設として、小塩小学校、妹
川小学校、この2つの大きな施設がやっぱり抱えておるわけですね。そうなってきますと、そこ
を今後、売却とか、いろんなことをする場合にですね、今回のことがやっぱり例になって、当初、
やっぱり業者としては無償貸付け、こういった方向で、みんな来るかと思うんですよ。様子を見
て、悪かったら撤退と。やっぱりそういった事例がどうしても最初に、こういった無償貸付けと
いうことになればですね、そういうふうになってくるかと思っておりますので、そこら辺について、ほ
かの施設については、どういうふうに対応していくつもりなのか。市としてはもう、最初から売
却したほうが手も要らないし、楽だと思っておりますけど、やっぱりそういったことで、今後どうい
うふうに対応していくつもりなのか、その辺が分かりましたら、お考えをお聞かせいただきたい
と思います。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、最初のお尋ねですけれども、撤去後に――5年間
たったときに、仮に撤去、撤退ということになりましたら、基本ですね、原状回復というところ
で利用条件の条件を今、詰めているところでございます。基本、原状回復ということでございま
す。

それから、2番目の、旧妹川小学校と旧小塩小学校につきましてですけれども、旧妹川小学校
につきましては、同じように活用の提案を図るということで、昨年度、ヒアリング等を行って
おりました、今年2月に、いわゆる事業者を集めて説明会、いわゆる内覧会というものを実施す
る予定でございましたけれども、コロナウイルスの影響によって、現在、延期しているところで
ございますけれども、状況が落ち着きましたら、そういったものを再開していこうというふう
に思っておりますけれども、まずは、本来ならば売却というのが一番、御指摘のとおり、すっきり
するのかもしれませんが、なかなか売却といっても、なかなか簡単にはですね、いかない
部分もあるということで、まず、旧妹川、旧小塩についても、活用をどうするかということで、
今、検討を行っているところでございます。小塩小学校につきましても、今年、閉校となりま
したけれども、まずは地元の意向をですね、どう酌むかということで、自治協とも話合いを持
って、今度どう進めるか、まずは地元として、どういった活用を望まれているか、それに対して、
どういった提案内容で活用が市としても図れるのかというところを、まず話合いを持たせて
いただいているという、そういう状況でございます。まずは現在、どちらについても、売却と
申しますか、

まずは活用で動いていると、検討を行っているという状況でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 活用ということが一番かとは思いますが。そういった意味において、ただ、方向性としてですね、何か最近、全ての施設等について無償で貸し付けるというふうな方向で、どうも市のほうが、何とかそこに人来てもらうということが1つの目的にあるのかもしれませんが、やっぱりきちんと処分すべき分は処分をしていくということで、安価でも、ある程度高い金額ではないかと思えますけど、やっぱり、きちんと売却する分は売却をしていくというようなことで整理をしていかないと、ずっとそういった事例がどんどん増えていくのではないかなと、そういう気がしておりますので、そういった点については、ある程度、強気というわけではありませんけど、そういった方向性でぜひとも臨んでいただきたいなというふうに考えております。

それと、もう一点、今回の旧姫治小学校跡地については、オートキャンプ場みたいな、いろんな複合施設ということで地元も大変期待しているところかと思えますけど、これが地元との関係で、どういった雇用を生み出すのかとか何か、そういった地元との話合いの経過が少し分かりましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、活用の在り方、売却を含めての活用の在り方ということでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおりに、無償を前提とするというよりも、そこをどう売却活用するかというのは、広く売却の可能性も含めて、まずは検討をした上で、その結果が、貸付け、無償貸付けということになるような、きちんと考えを整理した上で行うというのが確かだと思いますので、そこは活用を図る上で、こういったものがこの場所の活用に適しているのかというのをきちんと整理した上で、その上で結果が無償貸付けと、きちんと整理がなるように考えたいと思っております。

それと、2番目の、地元の期待、地元はどういった効果があるかということでございますけれども、現在、雇用について、地元とはですね、具体には話しておりませんが、今回、オートキャンプ場等で、あるいは飲食スペース等でという活用を考えておられますけれども、提案としてはですね、地元からも、今後、本年度準備に取りかかって、または本格的に運用していく中で、地元からも数名の雇用を考えるということは、事業者からの提案からも聞き取っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 新聞を見て、非常によかったなと思っている1人ですが、カフェ等につきまして、やっぱりいろいろな素材を使っていくと思うんですね。それで、あそこにはハム屋さんとか、いろんないい素材をお持ちの食材を持っているところもいらっしゃいます

のですよね、なるべく地元の素材を使っていくようにお願いをしていただきますと、また地元の人々の協力もあると思いますので、そこら辺をお願いしておきます。

それと、5年後に、やはりいいなということで先方が売却を望んでいたときにはですね、やはり前向きに考えていただいて、定着するようにお願いをしておきます。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 上野議員から御提案いただきましたようにですね、今回の提案の中でもですね、地元のフルーツですとか特産品を使っていくということが提案にも盛り込まれておりますので、そこはですね、今後、事業者と、ぜひお願いしたいと思っております。そのことが、目的とする地域活性化にもつながると思っておりますので、御指摘を踏まえて対応してまいりたいと思っております。

それと、2点目の、5年後、売却も含めて考えるということでございますけれども、確かに5年後ですね、地元がこの施設利用者が定着してくれるということが一番望ましいと。その後もですね、うきはに居続けてくれるということが望ましいと思っておりますので、そういった売却含めた事業者の意向というものも、今後事業を行っていく上で把握して行って、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今回の無償貸付けにつきましては、今、都市計画準備課長が答弁したとおりでございますが、私のほうから少し補足をして説明させていただきますと、まず、学校の売却につきましては、当然、私どもも最初は売払いということ想定して進めてまいりました。それと、今、全国で毎年500ぐらいの学校が廃校になっております。そういう中で、うまく活用できているところ、できていないところがいろいろございます。実際に見に行ったところもあるんですけども、やはり事業者の方に聞くとはですね、購入して、改装までお金をかけてですね、それを運営していくというのは非常に厳しいということで、おおよそはですね、無償で譲り受けたり、あるいは貸付けを受けたり、そして、改装のほうに、きちんとしたお金を投入して整備するというのが大体の事例でございました。逆に、市や町で学校を改装して、そこにいろんな機能を持たせたところで募集をかけたところはですね、なかなか埋まらない、来てくれないというのがございましたので、そういったことが1つ。

それから、売却しますとですね、途中で事業がうまくいかなかったときに、そのまま放置してですね、後をそのまま使わないというようなことになりまして、こちらでなかなか手が打てないものですから、先ほど、5年というめどを言っていましたけれども、事業者のほうから、そういうお話があればですね、また新たに募集をかけるということも1つあるんじゃないかなということがあると思います。

それと、文科省からの補助金の関係もございまして、目的外使用になりますと、その返還が生じてまいりますので、その分も上乘せしてということになりますと、かなり厳しい売却になると思いますので、今回は、文科省には用途変更のみの承認をいただいて、やりたいというふうに考えているところでございます。

それから、事業を撤退する場合の原状回復についてはですね、募集をかけるときに条件をつけておりまして、基本的に改装したものはそのままでもいいと。ただし、新たに付加してつけた施設については、それは撤去してくださいというようなことを条件としてうたっているところでございます。

それから、雇用についてもですね、カフェとか、そういった施設を作りますので、ぜひ地元の御協力もいただきたいということも聞いておりますし、これに至るまでですね、地元との意見交換、それから、学校内覧会を廃校の3か月前に現地で行いましたけれども、地元の企業から遠くの企業まで来ていただいて、いろんな思いを語っていただくということと、それから、翌年の31——30年の夏になりますけれども、フォーラムを開きまして、御提案を企業からいただきました。そういった提案の内容をですね、いろいろこういう使い方ができるという提案を受けて、地元の自治協議会と意見交換会やワークショップを開いて、そして、こういった方向で条件をつけて使っていただくというようなことを項目に盛り込んで募集をかけております。

そして、実際に上がった企画につきましては、選定委員会という委員会を設けまして、2つ提案が上がりましたので、その評価をするときに、地元の田籠と新川の自治協議会から2人ずつ出ていただいて一緒に審査をしていただいたということで、これに決まったということでございます。

それから、地元産品につきましてはですね、ほかの企業と提携して、いわゆる加工品を作りたいと。地元の産品を使った加工品を作って、そこで販売もやりたいということを聞いておりますので、そちらのほうにも、ぜひ、計画の中で盛り込んでいただいたものでございますので、しっかり応援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 大きく言って3点お尋ねいたします。

1点目は、水道施設あるいはプール、電気施設などの5年間使用ということですが、もし、そういう部分の更新した場合の費用は、どこが負担するようになるのか。

2点目、セキュリティー、要はスタッフの常駐などを含めた部分と、これだけの広さですが、もし、これを固定資産税、近隣の民間で、この広さの場合、固定資産税の相当額を教えてくださいと思います。

3点目は、先ほどから幾つか文科省の補助金と言われておりますが、これはトイレの改修のときの補助金だけなのか、それとも、建物を含めて、どのような種類の補助金が入っており、どのくらいの金額なのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、施設の更新の負担金につきましてですけども、基本的に、維持管理に係る負担というものは事業者が行っていくということで考えております。ただ、大きな——基本はそうでございますけれども、仮に、使う上で大きな負担というものが出来てまいりましたら、そこはまたちょっと検討する必要があるのかなというふうに思っています。基本は、維持管理は事業者の負担ということで考えておりますというか、利用条件を詰めているところでございます。

それから、2番目の、固定資産税の相当額については、申し訳ありません、把握しておりませんので、そこは確認して御報告したいと思います。

それから、過去に文部科学省からの補助金が入っておりますけれども、手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、過去どんな種類が入っていたのかということについても、併せて後ほど御報告したいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） もし、開園というか、なった場合のセキュリティーとスタッフは何名ぐらい常駐されるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 今後、施設を運営していく場合に、キャンプ場ということでございますと、夜も通しで利用することになりますけれども、具体的にですね、セキュリティー上の配置をどうするかということまではまだ、今後、事業者が実際に入って、どう運営されるかということでございますので、またそこは事業者と話し合いというか、確認をしていないところでございます。

それからですね、スタッフの人数につきましても、数名程度ということで考えております。そこは今後の運営のスケジュールで、いつ雇用するかとか、配置の人数が変わってくると思いますので、そこも具体的にはまだ詰めてないところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今がコロナの影響があちこちで出ております。いろんなところでございますけれども、そのことで例えば延期とかというような、要するにコロナの影響については何も連絡が入ってないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） VILLAGE INCはですね、現在、西伊豆のプライベートキャンプ場というところを運営されております。また、近くではですね、佐賀県の唐津市に波戸岬のキャンプ場というところも運営されております。いずれもですね、西伊豆のプライベートキャンプ場につきましては、5月18日から再開しており、現在、9月末まではですね、もう予約でいっぱいということで確認しております。また、唐津の波戸岬キャンプ場につきましても、5月11日から再開しております、6月の週末などはもう全て満室になっているということで、順調に活動を再開されているというふうに認識しております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。総務産業付託。12番、櫛川議員。3回目。

○議員（12番 櫛川 正男君） 3回目です。

今の副市長の話で無償貸付けは妥当かなという気は致しますけれども、知っておきたいのが、やはり無償貸付けとなるとですね、やっぱり市のメリットというのはあんまりないんですよね。固定資産税も入ってこないし、賃貸料も入ってこない、そういうことで。ただ、地元の活性化、そういう何らかの活性化の要因はあるかとは思いますが。

そこで、知っておきたいのがですね、まず、この姫治小学校跡地、面積、36ページに書かれておりますけれども、これを売却した場合、売却する場合は、幾らぐらいで売却なのか。そして、当然、目的外使用で補助金返還ということでございますが、その場合の補助金返還金の額がどのくらいなのか。

それと、この間ですね、小塩小学校が4月まで——じゃない、3月いっぱいまで廃校になりました。その後ですね、恐らく姫治小学校と同じような貸付けに、無償貸付けになるのではないかと。いうところからですね、ぜひ、あそこの体育館でマスク工場をしたいという方がおられました。そこで、現地を見に連れて行って、そして、当然、気に入っておりましたので、相談に上がったところ、まず、地元とのコンセンサスがまだできてないということで、まずは地元の意見を聞きたいと。じゃあ、いつ頃、地元の意見聞くとかち聞いたら、まだコロナの関係でですね、まだいつになるか分からんということでございました。当然、事業者はですね、もう早急にしたいというところで、ほかを当たっておりますけれども、そういう経過がありましたので、じゃあ、姫治小学校の、この無償貸付けになるまでの地元のコンセンサス、これをどう図っていったのか。先ほど、野鶴議員から質問がございましたけれども、あんまりされてないような感じでございました。地元とのコンセンサスはどう図ったのか。その経過を教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） まず、1点目の、売却した場合に幾らになるか、また、2点目の、補助金の返還額については幾らかということについては、これは後ほど回答したいと

思います。どのくらいになるかという、まず、はい、調べてみたいと思っております。

それと、小塩小学校につきましては、現在も、議員がおっしゃったマスク工場の方もでしょうけども、ほかにもですね、廃校の活用ということに興味を持たれている会社というものが、問合せがございます。実際に現地を見に行つて御説明したこともございます。ただ、まずは、今後どのような活用を図るかというのは、やはり地元の意見をどう酌み取っていくか、それがいかに地元のためになるかというのをですね、まずは把握するところから始めるのが一番いいのかなと思っておりますので、現在、いろいろ興味を持たれている会社がいるということで、早く活用をですね、実際の、こちらが活用するための構想なり、それを公募にかけるなどの手続を早めに行ないといけないというのは思っておりますけれども、まずは丁寧に地元の人と意見を酌むところからスタートさせたいと思っております。実際、小塩につきましては、先ほど申しましたように、自治協のほうともですね、まずは、その意向をこちらにも伝えまして、実際これから会合が定期的に始まりますので、その会合にもですね、こちらから参加させて、いろいろ、早めにですね、意見集約したいということで申し出て、話し合っているところでございます。

旧姫治小学校の地元とのコンセンサスにつきましてはですけども、これにつきましては、過去、ワークショップであるとか、いろんな廃校に関するセミナーと申しますか、ワーク、そういうものを開催したり、地元との意見交換会も重ねて丁寧に意見を酌み取ったということで考えて、思っておりますけれども、具体的にちょっと、どのくらいの頻度というのはですね、私のほうでちょっと、実際の実績を今は持ち合わせておりません。ただ、ここに至るまではですね、相当の地元との意見交換、実際、業者に来てもらうための条件というものを具体的に詰めていく作業というものがあつたのだろうというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 今後、この施設と市の関わりというかですね、どういったふうに関わっていくのか。年間の入場者数とかですね、そういったところが議会に報告等があるのかというところもちょっと教えていただきたいと思つます。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 今回入つていただく業者は、オートキャンプ場等を主として、そういった業務にたけてらっしゃると、会社だというふうに認識しておりますけれども、やはり実際その地元に入つてやるとなると、なかなか御苦労も今後出てくるかと思つますので、市として、どんなふうにしたら事業がうまくいくのか。先ほどの、いろんな特産品とかの活用も考えていらっしゃるならば、どう市として、そういった業者の方ともつないでいってあげられるのかというのはですね、十分サポートしていくべき必要があるなというふうに思っております。そういったところで、なるべく市としてもですね、いろんな手助けをしていきたいというふうに

思っております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） その場合の所管は都市計画準備課ということで理解してよろしいですか。うきはブランド推進課になるとか、そういったところもちょっと教えていただきたいと。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 窓口としましては都市計画準備課になると思います。ただ、いろんな活用を図る面で、当然、庁内のいろんな部署との連携は出てくると思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしく申し上げます。

では、議案書37ページをお開きください。

議案第38号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

新旧対照表は51ページになります。それと、1項目についてですけれども、議案第38号資料という一枚物をお配りしておりますので、御用意ください。

では、説明に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されています。これに伴い、うきは市税条例の一部を改正したため、議案として上程し、議会の議決を求めるものです。

早速、新旧対照表の51ページの上から説明させていただきます。

まず、附則第10条に文言を追加する改正です。そのうちの1つが、法附則第61条を追加しております。この意味は、これにより、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を令和3年度に限り、減免する措置が施行されることとなります。

これは新しい制度ですので、制度の内容を少し御説明いたします。資料を御覧ください。

内容に関しては法律のほうに規定されておりますが、この制度を条例に反映させるための改正

です。

中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減。対象者は、中小企業者もしくは小規模の事業者の方になります。減免率は、令和2年2月から同年10月までの間の任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期に比べ30%以上減少している場合が該当します。減少率が50%以上であれば全額減額されます。30%以上50%未満であれば2分の1になります。対象は、上記の中小企業者の方々等が所有される固定資産税のうち、事業用家屋及び償却資産に対するものです。年度に関しては、令和3年度に限ります。したがって、土地とか、個人の方が所有している居住用財産ですね、こういったものは対象から省かれます。

では、どういうふうにすれば、この軽減を受けられるかというのが、「申請の流れ」ということで、オレンジの枠囲みをしているところです。

まず、中小企業者の方々には、認定経営革新等支援機関というところに確認書発行依頼を行います。これは、帳簿とか、いろんなものを持ってですね、自分が対象の事業者であること、こういった資産を持っていること、そして、前年同期比30%以上減額したことを認定経営革新等支援機関に申請の依頼をします。この機関というのは、実は中小企業庁がつくっている制度の中で、いろんな支援策をするときに認定された機関がそのお手伝いをするためにつくられた制度で、認定されているのは、商工会や税理士、公認会計士、弁護士などです。うきは市にも商工会と税理士が3件ほど、もう認定を受けられております。そこに申請を依頼し、確認が取れば、事業者の確認書が発行されます。その確認書と資料、申請書を持って、市に軽減の申請をしていただきます。

申請期間は、毎年の償却資産の申請と同じく、令和3年の1月中となっております。償却資産が毎年1月の正月明けから月末までの期間に申請していただきますが、それに併せて、その軽減の申請もしていただくという立てつけになっております。そのときに、申請書に、この確認書をつけて申請すれば、市のほうで対象の固定資産の減免を入力するという形になっております。これが1番目の改正です。

続きまして、附則——同じところですけども、附則第62条を追加することになっております。これは、附則第10条の2に新しく27項を追加しておりますが、これが何を意味するかといいますと、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置、これはもう前からありまして、認定計画を受けて、それに基づいて生産性が上がるような償却資産を取得すれば、その該当償却資産は、3年間は固定資産税がゼロになるという制度です。これがもともとある制度ですが、この制度に事業用家屋などを追加する措置でございます。

27項を見ていただくと分かりますように、では、軽減率というのは、その市町村によって決めることができますが、うきは市の場合は、従来の償却資産と同じようにゼロとすることとして

おります。

続きまして、附則第15条の2の改正です。これは、現在、軽自動車の環境性能割というのを既に昨年の10月1日から1年間、軽減措置を取っていますが、その措置を6か月間、今年度末まで延長するための改正が、ここに入っております。

続きまして、附則に第24条を追加する改正です。これは、新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を申請する場合の手続の整備をするものです。

続いて、新旧対照表の52ページを御覧ください。

ここからは第2条改正になりますが、対象になる附則第10条及び附則第10条の2の改正は、先ほどの改正の条ずれを整備するためのものです。

次に、附則第25条を新たに追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、縮小等になったイベント等の入場料金などの払戻請求権を放棄した場合、その相当額を住民税の従来からある寄附金税額控除を適用するための条文になります。

次に、附則第26条を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で新築住宅への入居が遅れた際、住宅借入金等特別控除の入居期間の要件を弾力的に緩和するために設けられたものです。

最後に、議案書39ページの附則を御覧ください。

この条例は、公布の日及び令和3年1月1日の2段階で施行することとしています。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

よく分からないんですが、下の申請の流れで、認定経営革新等支援機関として、商工会と税理士の名前が挙がっておりますが、例えば同じような、この固定資産税の減免措置の申請をした場合、商工会と個人的な税理士との手数料の違いはあるのか、ないのか。それから、例えばの話ですが、固定資産税を例えば100万円減額してほしいとした場合、概算で幾らぐらいの手数料を取られるのか、お尋ねいたします。

2点目は、その箱の一番右に、申請期間は来年の1月中とありますが、コロナの影響が長引けば、これも延期されるものと考えていいのかどうか、不確定ではありますが、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 認定機関の手数料はあるかと思いますが、その手数料がどういうふ

うに決まり、金額とかによってとかですね、機関によって違うかというのは、ちょっと私のほうは把握しておりません。

続きまして、期間、申請期間は、これは、毎年が1月中にする償却資産の申告に併せておりますので、今は、こういうふうに書いておりますが、この期間も延長されるかどうかは、そのときの状況次第だと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 1つ、確認の意味で、ちょっと質問したいと思います。

今回の、この固定資産税の減免措置については、昨日の13番、佐藤議員の一般質問の中にありましたように、市のコロナ感染に対する独自支援として、今回、家賃、そういったものに対する支援があったけど、持ち家、自分のところで自分で持っている人たちに対する支援策、そういったものは考えられないかというふうな、それに関係するものかなというふうに個人的には思っているわけです。要するに、自分のというか、自分の財産であるところでの、旅館業で言えば旅館の人たちの建物であるとか、相当の、固定資産税額にしても相当な金額になるかなというふうに思います。そういったものを救済する措置というふうな捉え方でよろしいかなと思って、そこをちょっと確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） この償却資産及び事業用家屋の減免に関しては、法人・個人の別はございません。ただ、あくまで居住用——事業用資産となっておりますので、例えば御自分の自宅を店舗として使っているような方はですね、その家は1軒ですけども、その償却資産を事業案分するというふうになっております。これは、所得税の確定申告と同じように、同じ建物とかを使う場合、事業案分します。その率によって、事業用は減免になるけども、居住用は減免にならないという立てつけになっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この38号の資料ですね、資料の中で赤字のところ、「任意の連続3か月の事業収入が前年同期に比べ30%以上減少している」と。これが減免の対象ということでございます。これはよく分かるんですけども、例えば昨年7月ぐらいからですね、今年の2月、3月ぐらいまでに、かなりの設備を投じてお店をオープンさせた店とかは対象にならないわけですね。しかし、その方も、このコロナでかなりの影響を受けてます。そういった方の救済措置はないのか。どうしても、前年同期に比べ30%以上減少というところで、この比較がされんわけですね。昨年7月ぐらいからオープンさせた店は。だから、その辺の救済措置も

考えていただきたいと思いますが、そういう人は対象にならないと。でいいですかね、理解は。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） なかなか難しくてですね、私もQ&Aを見ておりますが、この中に、「前年と比較ができない場合は対象にない」といったことが書いておりますので、影響を受けた方であっても、前年の実績がないとかですね、比較ができなければ、どうも対象外になるような気がしております。ただ、これは全国的な制度ですので、そこをですね、うちが、今、変えるというわけはいかないと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。よろしく願いいたします。

議案書の42ページをお開きください。

議案第40号。議案の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。この条例を、省令の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。改正は2か所でございます。新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

条例新旧対照表の58ページをお願いいたします。

1か所は、第1章の総則、保育所等との連携でございます。

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業といった家庭的保育事業所等は、保育の提供の終了後、満3歳以上の子供に対して、必要な教育、保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園、認定こども園といった連携施設を確保しなければならないとされています。その上で、右側の現行でございますが、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を適用しないこととすることができるとされておりました。

これを、左側の改正案でございますが、下線部分のところですが、連携施設の確保が著しく困難であると認めたと——失礼しました、「保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている」と、連携施設の確保を適用しない場合の対応を追加した改正でございます。

もう1か所は、59ページをお願いいたします。

第4章の居宅訪問型保育事業でございます。

居宅訪問型保育事業所等が保育を提供する場合として、右側の現行では、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合となっておりますが、その後の部分、左側の改正案にございますが、下線部分、「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加し、居宅訪問型保育の実施について明確化した改正でございます。

議案書の43ページに戻りますが、附則、この条例は、公布の日から施行するという改正案を上程いたします。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 1つ確認させてください。

内容は理解できますが、この法の改正に至った背景をちょっと皆さんにお伝えください。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 省令の改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針として、昨年12月10日、子ども・子育て会議において協議され、様々な対応策の活用により、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所、卒園後の受入れ先のための連携施設の確保を不要とするべきとされ、その国の対応方針に基づいて省令が改正されたことが背景でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 議案書の44ページをお開きください。

議案第41号。議案の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。この条例を、内閣府令の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

条例新旧対照表の60ページをお願いいたします。

改正案につきましては、第3章第2節、特定教育・保育施設等の連携でございます。

先ほどの議案第40号と関連がございますが、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業等でございます。現行は、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、これを適用しないこととすることができるかとされていますが、改正案の下線部分でございますが、特定地域型保育事業による特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満の保育認定の児童が、「引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」を追加し、連携施設の確保を不要とする場合を明確化した改正でございます。

議案書の45ページに戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課、山崎でございます。よろしくをお願いいたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,972万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億2,918万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（石井 良忠君） それでは、補正予算書の15ページをお開きください。

1款1項1目議会費、9節旅費の補正360万の減額についてですが、5月1日の全員協議会において、議員全員の総意により、新型コロナウイルス感染症対策及び深刻な影響を受けている市民生活への支援などの経費に充てる予算を確保するため、本年度の議員行政視察研修を中止することが決定されました。この決定を受けまして、議員研修旅費280万円及び随行する所管の職員や事務局職員分の旅費80万円の合計360万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 16ページをお開きください。

2款1項7目財政調整基金費でございます。これ、うきは市のほうに、新型コロナウイルス対策に役立ててほしいということで市のほうに寄附を頂きましたので、地域振興基金に、この500万円を積み立てるものでございます。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

14目地域コミュニティ推進費の18節備品購入費として10万9,000円の補正額です。各コミュニティセンターへの非接触型体温計を常備するための購入費でございます。

続きまして、17目新型コロナウイルス感染症対策費の11節需用費として49万9,000円の補正額です。指定避難所用救急セットを30セット準備するためでございます。

以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課でございます。

12節役務費30万円。広告料。これは、コロナ対策サテライトワーク支援事業の一環でございます。サテライトワークを体験する中で、市内でのサテライトオフィスの誘致や、事業者・移住者を誘致する目的で行うものでございまして、その中で、福岡市等で広告を打ちながらサテライトを呼び込むための広告料でございます。

13節の委託料です。広告物等デザイン委託料10万円。これは、コロナ対策サテライトワー

ク事業の広告物を作る委託料でございます。

その下の、SNSアカウント周知用広報素材作成委託料30万円。これは、商工振興係が担当します公式LINEアカウントを作ることにより、コロナ対策や支援情報等を市から情報を発信していくものでございます。ホームページは情報を取りに行かなければなりません、LINEでつながると直接情報が行くというSNSでございます。そのためのデザイン、LINEの中にあるデザインを委託するものでございます。

その下の、テレワーカー育成セミナー事業委託料165万円。これは、コロナに対して、テレワーカー——テレワーカーというのは、テレワークできる方を育成するセミナーを急遽、育てていこうということで、2つのセミナーを考えております。1つは、ホームページの作成をできる人材を育てること、2つ目は、ECサイト——電子取引ができる方を育てる人材をセミナーで育成したいと思っているところでございます。

その下の、テイクアウト・デリバリー事業プロモーション支援業務委託料につきましては、テイクアウトやデリバリーを行う事業者を紹介するチラシやマップ、ホームページ等の作成をすることによってPRを支援するものでございます。

その下の、14節使用料及び賃借料ですが、会場借上料13万6,000円、これは、コロナ対策サテライトワーク支援事業の一環で、福岡等に会場をお借りしまして、セミナーを開いて誘致を図るための使用料でございます。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。

総務課からは、14節使用料及び賃借料のうち、リモート対話システム使用料37万円と、18節備品購入費の190万円のうち6万2,000円を計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症対策を通しまして、職員採用試験におきましても、今後、リモート面接等の環境整備が必要になっているところでございます。そのため、今回は、ビデオ面接とウェブ面接に係る利用料とウェブカメラ等の備品購入費の費用を計上させていただいております。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課でございます。井上です。よろしくお願いたします。

18節備品購入費190万円のうち183万1,000円の方でございます。内容といたしましては、ハンディー型サーモグラフィカメラと三脚のセットを購入するもので、目的といたしましては、イベント会場やスポーツ会場など、市の事業で一度に多くの人が集まって利用する場合、新型コロナウイルス等の集団感染リスクを減らすために、市内8か所に設置するよう考えておるものでございます。設置箇所は、るり色ふるさと館、かわせみホール、白壁ホール、うきはアリーナ、スポーツアイランド、図書館、保健課の事業、ふれあい荘でございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金6,520万円のうち、指定管理者休業要請等支援金1,275万のうちの1,200万円の増額分でございます。これは、指定管理で運営しております、うきは市総合体育館うきはアリーナについて、休業要請による損失の支援金でございます。

うきはアリーナは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日から5月31日までの90日間、休業要請により休館となりました。指定管理料は協定に基づき全額お支払いいたしますが、利用料金、自主事業、自動販売機の収入についての補填を行うもので、上限額を計上させていただきます。算出根拠といたしましては、直近3年間の利用料金、自主事業、自動販売機収入の実績による平均値を3か月分計上しております。収入のみを算定して上限額を計上しておりますが、議会において承認をいただきました後に、休館による経費等の増減等も確認した上で、指定管理者と十分に協議を行いまして算定したいと考えております。

以上でございます。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

同じく19節負担金、補助及び交付金の指定管理者休業要請等支援金でございます。75万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、ゆうゆうセンターの休館要請に伴う支援金でございます。市の休業要請で休業したため、基本協定に基づき、指定管理料の支払いは行いますが、休業で利用料及び自主事業収入が途絶えていますので、別途、支援金として支払うものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課でございます。

コロナに負けないまちづくり支援事業費補助金1,000万円でございます。未曾有の新型コロナウイルスの影響を受けている産業等をまちづくりの視点から問題解決に導くことが見込まれる事業に対して補助するものでございます。想定としては、市内製品のネット販売体制の構築とか売上げ減少対策の新しい取組で、200万円掛け5件、1,000万円を予算するものでございます。

その下の、特別家賃支援給付金3,200万円ですが、これは、国の家賃補助の個人負担分に対して、市から独自の支援をするものでございます。限度額は8万円で、400件を予定しているところでございます。

その下の、持続化・経営革新事業支援補助金750万円。こちらは、これまでの国の持続化補助金、県の経営革新事業支援補助金の個人負担分に対して、市から独自の支援を出すものでございます。この事業の目的につきましては、販路拡大とか新しい事業の取組ということで従来から行われているものですが、コロナに対しても使っていただくということで補助を追加するものでございます。25万円掛け30件を予定しているところでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

同じく19節、下から2番目、ドライブスルー方式PCR検査導入等支援金100万円でございます。5月13日より、浮羽医師会がドライブスルー方式のPCR検査センターを開設しておりますけれども、この運営に係る費用については、現在、県の委託事業により行われておりますので市の負担はございませんけれども、今後、年内に感染が急速に拡大し、PCR検査体制を拡大しなければならなくなった場合に、県の費用負担では賄えない部分の費用を想定し、今回、100万円の予算を計上いたしております。

以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課です。

コロナ対策サテライトワーク支援事業費補助金195万円でございます。サテライト、先ほども申しましたが、サテライトワークを体験することによりまして、市内でのサテライトオフィスの誘致や、事業者・移住者を誘致する目的で、補助金、新しく補助金をつくっております。補助金の中身としては、宿泊費、企画費、企業レンタカー借上代等を想定して、195万円の予算化をお願いしたいところでございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

お手元にですね、これはもう、今、課長がそれぞれ説明いただきましたけれども、総務産業なり厚生文教なりのそれぞれのところで検討をするようにしておりますので、ちょっとえらい分かりにくいかと思えますけど、その表に基づいて質問をお願いいたします。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 所管が間違えてましたら、注意をしていただきたいと思います。

まず、17目の13節委託料の中で、コロナ対策費の中に、サテライトオフィスの分とか、同じく19節の負担金の中の一番下の、同じくコロナ対策サテライトワーク支援事業などというのは、今のコロナの、何といいますか、危険性とか重要性とか、あるいは本当に困ってある市民の感情からすると、何でこんなことをしなきゃいけないんじゃないかなと思います。したがって、その必要性について、市民に——私を含めた市民に分かりやすく説明してもらいたいと思います。特に最後の19節の負担金の中で、サテライトワークの体験ということで、宿泊費、何とか費、レンタカー費ってありましたけど、なぜそれをしなきゃいけないのか。昨日の一般質問で、それこそ店を閉めるか閉めないか。例えば浮羽究真館のラグビー部の子供たちを預かっている旅館では、入学してから、学校は始まらない、本当は閉めたいけど子供は預かっていると。でも、それでもしなきゃいけないという、その切実感からすると、かなりずれているような気がいたしますので、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 19節のコロナ対策サテライトワーク支援事業費補助金の御質問だと思います。

コロナ対策という面では、直接給付するとか支援事業をするとか、いろいろな対策があるんですが、これは、市のあらゆる取組の中でコロナ対策につながるような事業として興したものでございます。さきの報道でもありましたけれども、嬉野温泉で旅館の部屋を活用し、テレワークの拠点として、国・県・市が取り組んだという事例もございますが、このタイミングで、コロナ対策で福岡とか都市圏の方を呼び込むことによって、市内の空き店舗なり旅館なり、いろいろな工業施設も含めてテレワークに取り組んでいただいて、それが将来のテレワークの誘致につながれば、うきは市としてもメリットもあるし、地域としてもメリットがございます。そういう目的でサテライトワーク支援事業、これは、従来、鏡田屋敷でもやられておりますが、その範囲を対象を例えば空き家とか空きオフィス、温泉旅館とか、そういうふうに広めた意味で取り組むところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、いみじくも言われましたように、鏡田屋敷とか居蔵の館に対するテレワークの事業をここ数年取り組んでこられました。その実績が、はっきり言って上がっていない状況の中で、さらにこれをするということは、おかしいのではないかと思います。むしろ、昨日も質問しましたように、これだけの対策をするならば、市民全体に対する補助とか、あるいは、子供、若者、そして家庭的困窮が厳しい独り親とか、そういうところに直接したほうがコロナ対策になると思いますし、地元の消費喚起にもなるのではないかと思います。

居蔵の館、鏡田屋敷についても、じゃあ、委託先はどこですかといたしますと、どうも、うきは市内ではないと。うきは市の一般財源も当然使われているわけですから、それはいかなものかと思っておりますので、なぜそのような発想といたしますか、居蔵の館、鏡田屋敷等の実績に基づいて、これを出されているのか、あるいは実績とはもう無関係に出してあるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 私が鏡田屋敷という例を挙げたので、ちょっとあれなんです。鏡田屋敷の関係は、都市計画準備課がしんしんと取り組んでいるところでございます。

私のうきはブランド推進課は、空き家対策とか地域振興とかを担当しております。今回、それは、優先順位は、いろいろあると思いますが、市長の全庁を挙げて取り組むということで、そ

の各課ごとにいろんなアイデアを出して、コロナ対策で有効なものを取り組んでいこうということで、テレワークにしても、じゃあ、急に、テレワークの人材をしたから、ばばぱっと進むわけでもありません。今、このタイミングでやらないと、将来のうきは市が沈まないように、今、取り組もうとしているところでございます。

それで、コロナ対策とサテライトワークにつきましては、うちの課が、空き家バンクとかの認定業者もございますので、そちらからの情報をいただいて、オフィスを活用できるものがないかとか、実際の空き家とか、あと温泉旅館、嬉野市がやっているような温泉旅館でもできるのではないかと、そういうような幅広い対象者を広めて、コロナ対策で、うきは市に何かメリットを置きたい。それは、都会にとっても、都市型密集地の中で過ごすよりも、安い、うきはの自然豊かなところで過ごして働けるというのでは、そういう趣向があると思いますので、そういう趣向の誘致を図っていきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかに。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 今、4番議員の竹永議員に関連して。

まず、今のタイミングでということによっておるわけでありまして、やっぱりですね、このテレワークの問題についてはもう2年前から鏡田屋敷をあれだけテレワークで呼び込むということでやってきたと思います。しかし、今回のコロナ騒ぎの中で、じゃあ、鏡田屋敷がどういった実績を出しているのか、そこをきちんと分析しないとですね、やはりそういったことをどんどん広げていくということじゃなくて、まず、今ある施設を十分活用させるということが、そっちのほうを考えることが重要じゃないかなと思います。

だから、例えば、そういった補助をするなら、業者のほうに来やすいように、家賃の3分の1をとか2分の1を、このコロナ対策で来た業者に対しては、市のほうで補填をしてやると。そうすると借りやすくなるから、そういったテレワークがどんどん進むとか。

今日、嬉野温泉のも、旅館で70万の家賃収入と。家賃というか、そのテレワークの収入があるということでテレビでやっておりました。そのうちの3分の2近くが、たしか県・市の補助だったと思います。だから、そういった活用、補助のほうがよく、今、竹永議員が言ったように、今、そういったことに事業を拡大するような、そういう方向じゃなくて、そっちのほうで、もう少し実のある活用になるんじゃないかなという気が私もしております。

それと、もう一点、コロナに負けないまちづくり事業ということで1,000万、かなりの金額を出しております。200万の5件という話でした。それもネットワーク販売とかということですけど、ネットワーク販売するのに200万も要るのかなと。これ、ちょっと意味がよく分かりません。どういった事業者を対象として、どういった事業の内容に補助をするのか。もう少し、

そこら辺のところの説明が欲しいと思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 野鶴議員の、事業拡大を目指すというよりか、うちとしては、空き家を利用したコロナ対策につながるものという発想をしているところでございます。

鏡田屋敷の実績がどうかというような御指摘なんですけど、うちとしては、福岡市が1時間圏内で行きますので、福岡市をターゲットに今回、体験、お試しを含めて、宿泊費とかを補助しながら実際に来ていただいて——家賃とかを補助するという、国・県とか、そういう大きな支援ができるところが支援できれば、それは当然いいんですが、単独でそういうことまではできないので、実際、体験で来ていただいた方に相談しながら、空き家の紹介をするなり、そういう場所を紹介するなり、家賃の補助まで踏み込んで、今の第1回では考えていないところでございます。

それと、コロナに負けない、200万円掛け5件なんですけど、これは、あくまでも限度額の200万円でございます。ネット、ECサイトを作るために、ホームページなり予約サイトをつくるのか、あと、じゃあ、チラシを作る。じゃあ、どういう業者の人を集めるとか、そういうのには、結構お金がかかりますので、あくまでも200万円が限度額です。ホームページとか予約システムが幾らかかるとかというのは、まだ今のところ、幾らかかるとかいうのを私たちも、規模にもよりますので。恐らく、本当の確立するんだったら、数百万はかかるんだろうというふうに想像はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） まず、1点目の問題ですけど、ちょっと私の趣旨が伝わっていないかなと。

今、空き家活用とかをして、そのテレワークを広げるということを言われたかと思います。だから、今の時期、そうじゃなくて、鏡田屋敷等がまだ使われてないなら、やっぱりそういったところをまず利用してもらおうということが先じゃないかなと。そして、当然、空き家を活用して、テレワークとかを今後広げていくというのは、このコロナ感染対策に関わることじゃなくて、当然やっていかなければならない。だから、今の時期じゃないんじゃないかということも言っているわけです。だから、コロナ感染対策として、そういった事業を取り組むのであれば、もっとほかのことに、まず、コロナ感染対策を使って、そういった空き家対策でテレワークをとるというふうな、そういった事業については、今後、当然テレワークというのが見直されてくると思いますので、そういった時期に併せて、またやっていけばいいんじゃないかな。だから、今のこの時期に、ここで予算を組む必要があるのかなと。そういったことで言っております。

それと、コロナに負けないまちづくりの関係でありますけど、今、確かに、いろいろすれば、お金がかかります。ただ、昨日の中で、この上のほうにあったと思います。何やったですかね、新規事業とか国の段階で、要するに、そういったいろんな事業に切り替えたりとかする場合の補助金というか、対策費、支援金があったかと思えます。昨日、13番の佐藤議員の中でもあったと思えますけど、名称をちょっと忘れまして。（「持続化支援金」と呼ぶ者あり）ああ、そうそう、持続化支援金や、その補助金等もあります。それとの違いも何か聞いていると、よく分かりません。どういった方をまず対象として考えているのか、そういったところもありましたら、お願いしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 空き家対策は空き家対策、コロナの感染予防にはつながらないのではないかということなんですけど、これは、あくまでコロナの感染予防というよりも、経済回復の目的に沿った意味で空き家も活用できる。鏡田屋敷も——鏡田屋敷につきましては、当然、都市計画準備課が取り組んでおります。

うきはブランド推進課としては、間口を広げて、福岡をターゲットにしてやっていきたいな——福岡都市圏ですね。緊急性があるかないかというよりも、今、私たちが取り組まなきゃいけないのは、感染予防と経済回復の両方をどうやってバランスを取っていくかということなんですけど、この嬉野市、嬉野温泉が取り組んでいるのは、まさに、いろんな施策を今打たないと、先へ、じゃあ、もうちょっと落ち着いてから、空き家対策で来てもらえばいいじゃないかというときにはどうなのかなと。今やれることを今やりたいということで、このような取組をしていきたいということでございます。

それと、先ほどのコロナに負けない補助金200万円の、それと、持続化補助金、経営革新事業支援補助金、これは国と県の制度に基づくものでございまして、販路を拡大するとか、新しい事業をすることに対して申請書を出して補助金を受けられるという制度でございます。それは、国・県でやっていますが、それに対しては、個人負担が3分の1、4分の1とかございますので、それにつきましては、先ほどの上のほうの750万——25万円掛け30件をするところがございます。

こちらのコロナに負けないは、団体ですね、まちづくりの視点から、コロナ対策で疲弊しているところを、ネットワークの構築とか新しく都会へ売り込むとか、そういうのを興してくれる団体ですね。個人でするんじゃなくて。先ほどの持続化補助金は会社、今度は、個性あるまちづくり事業と一緒に、団体で大きなまちづくりの目的のためにやるのに、少しハードルを下げた補助金で頑張っていたらこうというような発想でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。（発言する者あり）いや、ここまでで、ちょっと終わりたいと思いますが。（発言する者あり）いやいや、なら。

それでは、もう1時間半たちましたので、ここで休憩をいたします。10時50分より再開いたします。

午前10時34分休憩

午前10時49分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

2款1項につきまして、それぞれ出ておりましたが、さらに、ここで引き続き、質疑のある方につきましては、お願いをいたします。6番、鑑水議員。

○議員（6番 鑑水 英一君） 17目については、ほとんど国・県の支出金が出ていますようですが、常任委員会が文教のほうになると思い、19節、頭の指定管理休業要請等支援金。これは、アリーナが1,200万ということで、この3か月、3、4、5で399万、約1,200万という予算が出ております。ゆうゆうも全く一緒のことで、23万の75万出ておりますが、これ、ひとつですね、例えば5月で終了、6月からまた6、7、8とか継続した場合に、国のほうは、どういう支援をしてくださるのか。そういうのをちょっと調べていただきたいのと、例えば、この管理費は全て支払いしていると。ということで、管理が例えば、これはどこかな、四季の舎ながいわとか、いっぱいありますね、管理でやっているところ。その団体から出てきた場合とか——それは、ちょっと担当が別でしょうがね、そういうときの判断は、どんなふうにされるのですか。今のところ、2つのアリーナと、ゆうゆうの関係ですけどね。それが、取りあえず文教のほうの委員会のほうですから。ちょっとその辺をお答えできるなら、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 今の御質問で、国の支援が6月以降また休館したときに、どういう支援があるかでございますか。

今のところ、ちょっとそこまでは、すみませんが、調べてはおりません。私どもとしましては、休館した3月から3か月分についてを、今、国の支援のほうの臨時交付金のほうで申請をしようと思っておりますが、またこのこういう状況が続きますと、アリーナがまた休館するような要請になれば、またそのときの国の支援等も含めて考えてまいりたいと思っております。

それから、2番目の管理費の方でございますけども、ほかの、ながいわの分は、こちらでは、ちょっと分かりかねますので、すみません。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 長岩公園交流促進センターの話が出ましたので。

恐らく、うきはアリーナは、一定の収入、スタジオとか、あの自主財源が幾らある、管理費が幾らある、そのトータルの計算で契約されていると思いますが、四季の舎ながいわは、最小限の固定経費だけですので、その利益が幾ら上がったのを指定管理料から引くとか、そういうのはございませんので、計算の方式が違いますので、そういうことでよろしく御理解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） このアリーナは金額が大きいんですがね、ゼネコンであってですね、全国に結構管理している場所があると思います。全ての自治体で、こういう支援金が出ているのか。

それとですね、例えばゼネコンなら、クラウドファンディングとかね、そういうふうで、自分で努力する、企業はできるんじゃないですか。これも、はっきり言うて、国のほうからの支援ですから、お金に対しては、あんまり言うところは無いんですがね。そういうところは、ちょっと考えてもらったらいんじゃないですかね。ちょっとお伺いします。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 全ての自治体がこのようにしているのかということでございますけども、国のほうからの通知は、指定管理者制度の運用の留意点ということで、総務省のほうから適切な対応をするようにというふうに通知が来ております。それに沿っているものと思われまます。

また、クラウドファンディングとかですね、そういうものもしているかと思いますが、それが、コナミがしているかどうかというのは確認をしてみたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 鍮水議員、3回目。

○議員（6番 鍮水 英一君） 担当課としてですね、その辺、推奨をしてみてください。するか、せんかは分かりませんがね、これ、今、全国的に結構、皆さん、協力する企業がありますので。ゼネコンがゼネコンというのは、ちょっと大変かもしれんですけど。よろしく願いしときます。以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 先ほどから竹永議員、野鶴議員が質問をされましたけど、これ、コロナ対策サテライトワーク、これ、鏡田屋敷も含まれるということ——鏡田屋敷は含まれない。コロナ対策の、この。含まれるとしたらですね、これ、鏡田屋敷についてはですね、サテライトオフィス事業委託料というのがですね、別個に予算計上されていると思うんですよね。そちらのほうをやっぱり使うべきではないかということと、あとは、テレワーカー育成セミナーですね、このテレワーカーという、その対象者は誰なのか。職員なのかということをお尋

ねしたいんですが。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほどのサテライトオフィス——今、コロナ対策サテライトワーク支援事業の対象としての物件は、空き家バンクとか温泉の一角とか市内の空き店舗とかを想定しているところでございます。それで、対象者というのは、補助金の対象者ということで、市内の団体ですね、個性あるまちづくりと同じ扱いですが、市民団体、団体の構成員のうち、満18歳以上の構成員5人以上で組織され、かつ、その構成員の3分の2以上が本市の市民である団体。特定非営利活動法人が市内に活動拠点を持つ団体ということで、コロナに負けない——失礼しました。コロナ対策、失礼しました。コロナ対策サテライトワークが対象者ですね。失礼しました。（発言する者あり）すみません。失礼しました。テレワーカー育成セミナー事業委託料ですね、これは、先ほども申しましたが、ホームページの作成の人材と、あと、ECサイト運営の人材育成のために、市内で、そういう能力のある企業の方がおられますので、そちらにとか、ほかにも団体があればいいんですが、市内の業者を想定しているところでございます。（発言する者あり）

テレワーカー育成セミナー事業委託料の対象者は個人ですので、会社の個人でもいいし、普通の個人でもいい。とにかく、例えば私の管轄でしたら道の駅ですから、ほんなら、道の駅にECサイトをしてもらいたいので、そういうとこの従業員とか、そういうのを想定しているところでございます。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） ということであれば、その方々は、今後ですね、例えばコロナ禍が終わっての、まちづくりにもつなげていくという、先ほどの答弁がありましたけれども、そういう方が、こういったテレワーク事業に関わっていくということでよろしいんですか。そして、そのテレワーク事業を市内に広めていくということで、そういった理解でよろしいんですかね。

もう一個、ちょっと答弁をもらってないんですけど、このサテライトワーク支援事業ですね、この中には鏡田屋敷は入っているのか。入っているとしたら、私はおかしいと思います。鏡田屋敷は鏡田屋敷で別にサテライトオフィス事業委託料というのが、たしか計上されておりますのでですね、そちらのほうで、やっぱり対応をしていくべきだというふうに思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 佐藤議員の御指摘のとおりでございます。うきはブランド推進課としては、空き家バンクに協力していただいている認定事業者の方からオフィスを紹介してもらったり、空き家バンクとか、温泉旅館とかを幅広く対象にするという意味で、間違

えて鏡田屋敷の名前を出して申し訳ございませんでした。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） とにかく、何かですね、コロナ対策費に便乗して、通常の施策にも使っていくというような何か誤解をですね、市民に、このあれは、ちょっと予算はですね。それから、今の答弁は誤解を招くような感じがするんですよね。やっぱりそういうことは絶対にあってはならないということをちょっと申し上げておきます。

本当、昨日の一般質問でも言いましたように、あしたのお金に困っている人がこういったのを分かったらですね、それは怒りますよ。だから、そういうところをお願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどからテレワーク支援事業について種々御質問をいただいておりますが、ちょっと誤解があつてはいけませんので。

まず、結論から申し上げますと、今回のテレワーク支援事業は、今、社会経済活動で大きな疲弊、影響を受けているのですが、その支援につながるものであります。

うきはブランド推進課長のほうから答弁があつたように、吉井温泉、筑後川温泉、かなり疲弊をしております。そういう温泉の活用であつたり、民間の農家民宿ですね、例えば「つづら山荘」であつたり、「きふね」であつたり、あるいは民間で「以久波」、あるいは「小塩の灯り」。いろんな施設があるんですけども、そういうところを最大限活用して、このテレワークの支援をしていく。結果として、いろんな福岡辺りからの団体が来ることによって、飲食店の利用促進にもつながるということで、まさに今、早急に必要な、コロナで影響を受けている、いろんな事業者を支援する、これが大きな目的であります。

昨日の一般質問でも申し上げたんですが、新型コロナウイルス感染症対策には、やっぱり大きく3つ必要だと思います。1点は、感染防止対策。そして、2つ目が、社会経済活動で大きな影響を受けているんですが、この影響をいかに少なくするために支援をしていくかという問題。それから、3つ目に、アフターコロナという話もさせていただきました。いわゆるコロナ後も見据えて、まちづくりも考えなくてはいけない、こういうことでもあります。

しかし、今回の補正予算は圧倒的に真ん中の、社会経済活動で大きな疲弊を受けているところに支援をしたいというのが大きな目的です。唯一例外は、前段の感染防止でいくと、ドライブスルー方式のPCR検査に100万円上げさせていただきました。基本的に医療供給体制等は国とか県がやるものなんですけど、我々としても、そういう形で支援するというのも重要ではないかということで提案をさせていただきます。

それから、アフターコロナについては、具体的な話はないんですが、このやっぱりテレワーク、新しい働き方、あるいは、やはり3密の発生が予想される都会よりも、やはり、うきはを含めた

自然環境豊かな地で暮らしたいという要求は、かなりのものがあるのですが、そういうことを地方創生の視点でどう捉えながら、この3つの連携の中でどう波及するかと、こういう視点ですね、今回補正、第2次支援策の第3次補正予算を計上させていただいておりますので、便乗するとか、そういうものではなくてですね、しっかりした考え方の下に、今、苦しんでおられる事業者をいろんな角度で、そして支援していこう。そしてまた、役所だけがやるのではなくて、本当にありがたいことなんです、うきは市内に今、何とかしなくちゃいけないという団体が幾つも見え始めてきています。そういう団体の背中を押して、しっかり自らの地域は自ら——コロナに負けないぞという全体的なまちづくりに広めていきたいと、こういう精神の下で予算を上げていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、市長が申しあげましたことに少し追加させていただきますと、鏡田屋敷が出ておりますけれども、鏡田屋敷は、テレワーク、コワーキングの場所として整備をしてまいりました。これは、いわゆる都市部における皆さんの関係人口をうきはに引っ張ってくるということで、二、三年前から特に働き方改革を言われる中で、仕事はどこでもいつでもできるという、そういう首都圏や都市圏の企業の皆様が、例えば旅行とワークを一緒にするワーケーションという言葉も最近よく出るようになりましたけれども、そういった方々の働き方改革の1つの場所として活用していただくと。そういった中で、うきはに来ていただきながらですね、うきはのファンになっていただく。関係人口の増加に向けての取組の1つとしてやってきたわけでございます。

今回、こういったコロナの状況になりましたけれども、既に今年度につきましては、東京や都市部の企業の方から、新規採用研修、それから職員研修、ぜひ鏡田屋敷でやらせてほしいというような申出がございました。つまり、本社と鏡田をつなぎながらですね、取締役とか、そういった方々とテレビ会議等をしてしながら会議をしたり研修したり、そういったことを計画を頂いていたところでございますけれども、今回のコロナの関係で、ちょっと途絶えているところがございます。

今、出ておりますサテライトというのは、テレワークとはちょっと違っていて、会社の拠点をこっちに持ってきていただくと。つまり、うきは支店をつくらせていただくような、そういうイメージで思っただけだと思います。つまり、福岡まで行かなくても、例えば、この近辺の方だったら、うきはのどこかの場所をですね、サテライトとして使っただけであれば仕事ができると。今は、例えば東京でもですね、スタートアップ企業で始めたばかりのところの企業は、東京の大手町とか丸の内とか、ああいうところの高い家賃じゃなくてですね、もう田舎のほうでもいいと。そういったところもありますし、この前ちょっと、そういう企業にお聞きしましたら、

「別に東京じゃなくてもいいので」「じゃあ、うきはでもいいですか」と言ったら、「はい」とは言われませんでしたけど、「可能です」と。つまり、そういう企業が今後出てくるんだろうと。つまり、新しい世界がまた変わるんだろうというふうに思います。そういう中で、いち早く、そのサテライトとしてですね、うきはを使っていたとこのところの取組も、この支援事業の中に入っておりますので、鏡田とは少し性格が違うところを御理解いただければというふうに思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 6番議員との関連でございますが、アリーナと、ゆうゆうセンターか、そう、アリーナ自体は、あれ、四千何百万やったっけ、また値上げしとったち思うばってんが、やっぱりそれで、やっぱりもうやっていけんということですか、今までの。かなりの利益が出よったんじゃないですか、それは。

それで、今度は3か月、休養——休業して、その分、ここ、国からの金やけん、簡単に思っ取るかもしれんけど、何か納得がいかんとですよね、その辺。ちょっと、何というかな、今までやって、指定管理でやってこられて、多額のお金を払うとるち思うばってん、それじゃ、それでぎりぎりやとったということですか。国の金ありきやけん、もう、これはもろとかないかんという考えでやとるわけですか。進めておるわけですか。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） アリーナが経営状態はどうなっているのかという御質問だと思います。

アリーナの経営状況といたしましては、現在、企業努力によりまして黒字となっております。ただ、黒字なら、指定管理料だけで損失は補填しないでいいのかと申しますと、基本協定の中に、「不可抗力によるものは協議をする」となっておりますので、それに基づいて、今回、上限額を提出させていただいたものでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 今の答弁も納得がいかんばってんか。

協議をすると。今でもうかつとったのは、それで蓄えがあるとじゃねえですか。違うですか。それは全然手つけんで、もう今回、補助金、交付金、もらうもんはもらうと。きちっと。もうけは出さんということですかね。そういうこと、説明なら、半分ぐらい理解できるばってんか。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） もうかっているのは蓄えがあるのかということでございますけども、逆に、これが赤字だったら補填がまだ増えるのかという話にもつながると思います。赤字であっても今年分として、それは企業努力が足りなかったということで、今年分だけ補填す

るということですので、赤字、黒字に限らず、今年の3月から3か月間しているのは、休業をこちらが要請したわけですので、その分の補填として考えているものでございます。

○議長（中野 義信君） 3回目。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） いや、そいけん、自分の蓄えというか、今までもうかった分はもう絶対そのまま出さず、もらうのは、きっちりもらうということでしょう。早う言や。もう、これは市が出すとなら、物すごく反対しますけど、何というか、国からの認められた、何というか、それに合うとったけんで出るということですか。国から出るとでしょう、これは。直接。その辺をお願いします。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） コナミスポーツは大きな事業所ございまして、現在380ほどの施設があると聞いております。その中で直営の部分が180、それから、私どものように受託している施設も200ぐらいあると聞いております。その中で全国的に、こういうスポーツジムというのがですね、国のほうからも、名指しでといいますか、ナイトクラブ、その次にスポーツジムというふうに言われて休館しているという状況でございます。

それで、もうかっている分をそのままにしておくのかということでございますけども、その辺はですね、指定管理者と協議をいたしまして、この利用者、利用料金、自主事業料金、それから、自動販売機料金の中で、この3か月の中でどうなっているのかというのを経営状況を考えてみますと、収入がなくても従業員の方には給与を支払わなければならないということになっております。ただ、その休業の形になっております手当としまして、それを国のほうに雇用調整助成金なりを申請してると思いますので、その辺りがどうなっているかということが確定した後に、また、電気料等も計算いたしまして、協議をしながら確定したいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1つはですね、14目の一般備品購入のところで、体温計というふうなお話がありましたですね。体温計の購入状況、逆に、昨日もちょっと申し上げましたけども、例えば公立保育園のところだとか学校だとか、当初の設定のときに、当初コロナが発生した時点で、探したけど、なかったという話が最初あったと思うんですね。そういう意味で言うと、今後、これをどういうふう計画、拡充していくのか。感染予防対策としてですね、どう考えておられるのか、計画があるかどうかも含めて、お答えいただければありがたいと思います。

それから、2つ目には、先ほどのテレワーク関係、それからサテライトオフィス支援ということ、関係のところですけども、実は経産省がそもそも計画をつくって、国が直接給付する方法、提案が、この間ずっと出されているんですね。「コロナ感染症で影響を受ける事業者の皆さん

へ」ということで、ちょっと私が今、手元に持っているのが5月3日方針のやつなので、ちょっと、一月以上前の話なので、今は変わっているのかもしれませんが。

例えばテレワーク、17目の13節のところで——委託料ですね、のところで、テレワーク育成セミナーというのも同じ項目がやっぱりあるんですね。派遣費用は無料というふうになっているんです。そういうのを逆に国が本来——本来というか、市長の先ほどの話であれば、国が感染対策、基本的にやるべきだというふうにおっしゃっている背景からすると、この辺のところは、どういう協議を重ねて、こういう結論に、うきは市の財源のところからしようとしているのか。特に財源になっている地方創生の臨時交付金ということになるかと思うんですね。そういう意味も含めて——それから、コロナに負けないまちづくりなんかというの、地域企業再起支援というのも出てます。ちょっと中身がまだ十分、私も熟読していないので、経産省のものがどういう内容なのかというのは十分把握していないで発言しておりますので、その辺はちょっと御了承をいただきたいんですけども、いずれにしても、国と県が行っている事業との関係で、この事業の設計そのものの内容がまだ、今回提案いただいて、事前の概要説明書もないんですね。それをぜひ御提示いただきたいというふうに思います。

今申し上げた点で御回答をいただけるのであれば、国との調整、国がやろうとしている中身とを含めて、どういう対処をしようとしているのか。どういう成果を生もうとしているのかを改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、これは厚生文教になるかと思うんです。指定管理の件ですけれども、確認ですけれども、今回、自粛要請の中で休業要請をした指定管理の場所というのは、この今2か所ですけれども、具体的に出ているのはそうなんですけど、それ以外になかったのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、大きく3点の御質問をいただきましたが、真ん中の2点目について、まず、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

テレワークの御質問でございますが、議員御承知のように、今、国が提唱しているのは新しい生活様式です。そこにテレワークが入っているわけなんですけれども、それを全ての国民に定着をしながら、段階的に規制を解除してコロナ前に持っていくというのが大きな国の方針というふうに捉えております。

ところで、テレワークであります。今、さらに進化をして、チームで働くリモートワークという言い方もありますが、テレワークもリモートワークも同じ形態かと思いますが、そこには3つの形態があると言われてます。1つが、自宅で仕事をする在宅勤務が1点。2つ目が、カフ

ェや移動時間を利用して、いつでもどこでも仕事ができるモバイル勤務。そして、3点目が、本社オフィスとは異なる場所に設置されたオフィスで仕事するサテライトオフィスという3形態があるんですが、この3つ目の形態のサテライトオフィスを捉えさせていただいて、先ほどから答弁をさせていただいていますように、今、うきは市内で、いろんな事業者の方が苦しんでおられます。そこをしっかりとサポートするような施策として挙げさせていただきました。そして、同時に、働き方改革というか、アフターコロナの時代を見据えて、うきはの地域振興にもつながるような、そういう中で横軸を入れた施策として挙げたものであります。

それから、テレワーカーの人材育成については、何も東京、福岡だけの問題じゃなくて、新しい生活様式は、ここ、うきはでもそうです。副市長のほうから答弁があったように、かなり、うきは市民で福岡に通勤されている方、結構あるんですね。それを今までどおり対面仕事でやりますと、結局、第2波、第3波を考えますとですね、非常に密集地である、天神、福岡に仕事に行って、そして夜戻ってくるということは、非常に、うきはにとってもリスクが大きい。そういう中で、うきは市民、うきはに住んでいる方も、いわゆるテレワークについて身近な問題として、そして、天神に仕事に行かなくて自宅で仕事ができるような、そういう環境のテレワーカーの人材育成をということで、私どもが挙げているやつは全て横軸というか関連があって、中心的な話は、市内の事業所の皆さんが苦しんでいるところにどうサジェスションを持っていくかと、こういうことで挙げさせていただいていることをぜひとも御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 14目の地域コミュニティ推進費で計上しております一般備品費については、自治協議会のほうからですね、会議前などに検温していきたいという要望がありましたので、ここで計上させていただいております。うきは市全体で考える必要はあると思っております。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほど、経済産業省のテレワークに関するものと地域企業再起支援事業ですが、テレワークの申請者は企業でございます。あと、地域企業再起支援事業は都道府県が申請ということで、今回の私たちがやろうとしているテレワーカー育成セミナー事業は、市内の事業者の個人の方にレベルアップをしていただきたいということの委託事業と、あと、コロナサテライトワーク支援事業費補助金は、そういう市内の団体の方に頑張っていたいただきたいというような補助金の意味でございます。

以上でございます。

○議長（中野 裕宣君） 田籠市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 指定管理の休業の要請の件でございますけど、アリーナ、ゆうゆ

うセンター以外にですね、休業要請しました分については、施設、全体的に休業、休館しておりましたので、例えば小塩のホテルの里公園とか、あと、ながいわとかですね、そういう部分については休業要請をしておりますけど、休業補償的なものについてはですね、現在のところ、向こうから、先方からも来ておりませんので、今の段階では、その2件が休業補償関係の協議をやっていくところで予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） あとは、細かいところは多分、委員会付託になるかと思っておりますので、論議を深めてもらいたいと思っておりますけど。

ただ、ちょっと言いたいのは、さっき、回答をいただいているのが、事業概要の説明書の資料が、やっぱり必要だと思うんですね。誰が誰に対して、いつまで——期日もあるかと思えます、こういったのはね。そういう関係をきちんと示してほしいんですね。でないと、審査ができないだろうと思っておりますので、ぜひ、これは資料として作ってほしいということ。

それから、これもお答えいただけなかったところですけども、今、石井課長のほうからは、全体も必要だろうと思っているということですけども、まさしく第2次感染防止策として、そういった、いろんな施設での検温とか体温、今、学校でも検温の結果を報告してもらおうという形になっているんですね。そういう点も含めて、今おっしゃっていたのは、公共施設の何か所かというふうに、さっき、説明ありましたけれど、それ以外のところも、やはり感染リスクが非常に大きいだろうと思う。昨日もちょっと申し上げましたけども、高齢者施設なんかもそうだと思うんですね。ただ、そこは委託先になるので、事業は別だと思っておりますけども、直接運営しているところに対する感染防止策というところは、まだまだ不十分だというふうには思っておりますので、ぜひ、これは検討していただきたいというふうに思います。

それと、さっき、うきはブランド推進課の課長からお答えありましたが、直接企業という、個人事業主ということでありまして、これは、例えばテレワークは、企業、これは企業だけなんですか。個人事業主とか、そういったのは相手になってないんですか。今、経産省のやつ。後で見れば分かりますけど、直接関係あるかどうかは、ちょっと分からないですけど。そこだけちょっと分からないので教えていただきたいと思っております。

以上です、はい。

○議長（中野 義信君） 田籠市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 概要、予算の概要説明書の件でございます。

ちょっと検討はさせていただきたいと思うんですが、委員会が多分、午後から予定されていると思うんですけど、それまでにはちょっと、もしかしたら間に合わない部分もあるかと思っております。

ので、少し検討させていただけたらと思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほどのテレワーク導入支援事業ですが、テレワークマネージャー相談事業は、総務省が3月31日まで相談時期となっております。対象は、中小企業ですね。あと、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）、厚生労働省、これにつきましても、新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に関わる経費について助成しますということで、こういう経済産業省が直接国に申請するケースが多いと聞いております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。（「いや、もう一件、体温計」と呼ぶ者あり）ああ、体温計の件。体温計の件について説明をお願いします。石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） うきは市全体で考えるということは、ですけども、体温計だけではなくてですね、それ以外にもいろいろあるかと思っておりますので、保健課、福祉事務所、いろんな部署と協議して進めていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと私、一般質問で、ここで確認したいということで、指定管理、今ずっと出てきましたんですが、私は、これを100%反対じゃないんですけど、これをせんと、ここの指定管理者が運営できなくて、市民が使えないか、そういった緊急性があるのかというのを聞いたかったわけなんですよね。そういったのであれば、私は、こういった指定管理ところの支援金もですね、市民が利用されとるということやったからですね、そういった理由があるのであれば、私は、この件は賛成しようと思ってたんですけど、そういった内容が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 今回の支援をしていきたいと思っておりますのは、やはり指定管理者の安定した施設運営、それに伴って従業員の雇用の確保ができるということで、それから、従業員の生活の安定というのが目的でございます。施設運営が安定しなければですね、やはり全国に200か所ぐらいある、受託の分だけでもどうにかなるのかとかですね、直営の分もございまして、そういった経営者の安定がないと、この先の施設運営というのが難しくなるんじゃないかとは思っております。ただ、今すぐ、それがなるかというのは、まだ確認はできておりません。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） だから、今すぐ、これをするべきなのかというのをきちっとした答えをいただきたい。今回のコロナ禍において、一般の企業やらも、そういった感じで生活が苦

しい中で、持続化給付金とか、そういったのを利用して、今の生活を保持しているんやなかろうか。そうすると、こういった指定管理の会社も一般のところと一緒に、持続化給付金やら、国の決められた対策を使うことによってしのがないかとやなかろうかと私は思っているんですよ。そういった中で、これは市の施設ですから、それでもちょっと倒れるごたと。そうすると、それを利用されている市民にとって不利益だから使わせてくれという理由があるなら、私はいいのかなという思いがします。

それと、今回のこのコロナ対策費ですけど、どこに、どこの課に聞いていいのか分かんないんですけど、そういった、今いる、うきは市民、今いる、うきは市の企業が、もう今、示されている、国とか県とか市独自の給付金とか貸付けで、ある程度持ちこたえたという判断、そういった材料があるのかをちょっとお示ししていただきたいと思います。言いたいのは、もっとそういったところに市としても投入していくべきじゃないのかなという思いで今回の補正予算は見させてもらっているところですので、そういった、うきは市の状態が、今の国・県・市も併せた最初の緊急支援ですね、そういったので、ある程度持ちこたえているのか、そういった考えなり資料があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 緊急性があるのか、それによって支払うべきじゃないのかという点についてお答えしたいと思います。

指定管理者の安定した運営、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、安定した運営の中で、先ほどの雇用調整助成金、そういうものが支給されても、大企業としては4分の3が支給されるということになります。今の状況としましては、従業員の現状として、有給休暇を使ったりしてですね、時間の短縮も行って、給与的には少なくなっていると思っております。そうなれば、従業員としては、ここの企業にいてもいいのかなと。また、転職も考えるべきじゃないのかなとか、いろいろ考えがあるわけです。そうすると、今、再開しております、従業員が、27名の従業員と2人の正規職員がおりますけれども、今のところ、大学生が卒業して、そのまま就職に、違うところに就職しておりますので、25名の雇用となっております。そういう雇用の確保ができなくなれば、結果的に経営は悪化する。悪化すれば、またその中で施設管理が難しくなってくるという悪循環が生じるものと考えております。それが緊急性として、生涯学習課としては支援として行いたいと思っているものでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今のうきは市の状態をお伺いしたいんですけど、まさしく生涯学習課長が言われるように、アリーナ1つを見れば、そうでしょう。うきは市全体が、そういったふうになってきているのかというのをお伺いしたいんですよ。そこへの支援策というのは、もう

これである程度十分なのか。そこの考えを、執行部の考えを伺いたいと。まさしく生涯学習課長が、うきはアリーナ1つを見れば、そういった考えでよろしいかと思えますけど、うきは市全体の市民、企業がもう、ある程度そういった状態じゃないんですかねというのを、そこがもう、ある程度、今の給付金とか貸付けで大体よくなってきているのか、そこを伺いたいと。よろしくお願ひしたい。

○議長（中野 義信君） ちょっと全体的な答弁。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 再三答弁させていただきますが、今、市内、社会経済活動の影響が大きく出ておまして、今、我々に与えられたのは、この影響をできるだけ減少するための支援策をどう国・県の事業を補完する形で市が独自施策をどう打つか、こういう視点で今やってきております。

今、事業者の実態というのは、エンドレスというか、ずっと日々、市民、事業者の皆さんの声を聞いていかなくてはいけないという問題であると、こういうふうに捉えておりますし、また、第2波、第3波ということで、やっぱり長期化も考えなくてはいけないということでいきますと、議員御指摘のように、このうきは市内の事業者の影響というのは、日々日々確認をしていくものだ、こういう認識をしております。

そういう中で、指定管理者というか、コナミ——アリーナの話をちょっと付け加えさせていただきますと思います。生涯学習課長も答弁してますように、まだコナミと協議は一切しておりません。したがって、皆さんの御意見をしっかり胸に抱いて交渉に臨みたいというふうに思ってますし、組坂議員の御指摘のように、コナミ自身の企業努力といえますか、経済産業省への持続化給付金をどのように取っているのか。あるいは、厚生労働省の雇用調整助成金をどのように取っているのか。最大、どのように汗をかいて頑張っているかという話なんかもしっかり確保しなくてはなりませんし、かつ、また、三月閉館しますと、電気代なんかはほとんどかかってないんですね。そういうのは、やはり補償するというか、協力金として対象にする必要性はないと。そういうことで、ぎりぎり交渉をしてやっていきたいと、このように考えております。

昨日の一般質問でも答弁させていただきましたように、今、1,200万近いお金を上げさせていただいているのは、今、うきはアリーナの協定書を見ていただければ、議員の皆さん御承知かもしれませんが、歳入と歳出とあるわけなんです、歳入の構成は大きく2つです。1つは、市からの指定管理料、もう一つは、コナミさん自身の自主事業の売上収入。あるいは、市民の皆さんが、いろいろプールを利用されるときにチケットを購入される、チケットの利用料金が、この2つまとめたところが、休館とともに1円も入ってこないという構図の中で、指定管理料は協定どおりお払いして、残された自主事業であったり、市民の皆さんの料金収入が途絶えているところをマックスで1,200万計上させていただいているということでもありますので、ぜひとも、

そこはしっかり、議員の皆さんの問題意識は十二分に分かりますので、そこを胸にたたき込みながら、担当課のほうで交渉させていただきたいと、このように思います。

そして、なぜ、全ての事業者の皆さんが苦しんでいるのに、ここだけ、こういう対応をするのかという話を1つだけ申し上げますと、今、生涯学習課長も再三言ってますように、基本協定書を見ますと、不可抗力発生時の対応ということで、甲と乙が協議するようになっているんですね。しっかり、我々は逃げられないという、協定上逃げられないという構図になってます。そして、それが31条にうたわれているんですが、あと、40条にですね、コナミなんですけど、乙の指定の取消しの申出という項目が40条にあります。つまり、指定期間満了前に取消しをする、これは、乙、乙というか、コナミが次のいずれかに該当する場合は、指定管理者として取消し。それは、甲、つまり、うきは市がですね、本協定の内容を履行しないときには、その乙であるコナミが一方的に突き放して、もうやめますと、こういうことが言えるような状態なんです。万が一そうなりますと、うきはの健康づくりの大きな拠点であります、うきはアリーナが閉館という状態になります。結局これは、やはり、コロナ対策にもつながるんですが、やっぱり健康維持というのは十二分に必要な施策ですので、あそこを閉館に持っていくのはできないと。こういう施策目的の中で、今回、補正予算を計上させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） まず、ちょっと皆さんの意見を伺いながら、よく分からんようになってきました。

まず、12ページですね。この臨時交付金が1億5,949万5,000円、国庫補助金が入っております。これは、どういう算定基準で、この額になったのか。その算定基準はですね、歳出のほうで全部出ておりますけれども、このこちらの支出のほうの、歳出のほうの、申請をして、この1億5,000、臨時交付金の額が決まったのか。それをまず教えていただきたいと思います。この臨時交付金の額が決まって申請をしたのか、申請をして、この額になったのか。そのどちらかですね。それだけじゃなかろうとは思いますが、こういうのに使ってくださいというお金も入っているだろうと思っておりますけれども、その辺を教えていただきたいと思います。

それと、先ほど、これは厚生文教委員会に付託でございますけれども、どうも市長と田籠市長公室長の意見が、意見というか、話が違うごたるからですね、ここは、きちんと整理をしとかなければならないのかなと。田籠市長公室長は、よその指定管理は申請書も上がってきてませんと。だから、この補助金もつけてませんと。ということは、アリーナからは、そういう要請があったのかというふうに思っていました。ところが、市長の話は、今から協議しますと。そこがですね、全然違うなというところで。だったら、申請がなくても、こちらから協議をするのであれば、指定管理制度にしているところは、やはり、こちら側が何か要請をせんといかんとやなかろうかと

いう気がいたしますので、その辺のすり合わせをお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、16ページですね。13節の委託料。この中で、SNSアカウント委託料30万。この必要性は、7番議員の一般質問でも、今後の広報紙の在り方ということで、必要性は理解をいたしますけれども、あれでしょう、LINEち言いよったですもんね。自分たちでできるっちゃない。今、中学生でも自分でアカウント取って、自分でホームページをつくって、そして、それをLINEと一緒にするとかですね、結構簡単にできるんですよ。その委託料が30万も、どこに払うのか。自分たちでできないのか。それと、30万、委託料で上がってますから、委託をするんでしょうけれども、じゃあ、更新のときはどうするのか。その辺をまず1回、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 田籠市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 指定管理の件で御質問をいただきました。

私の言葉がちょっと間違っておりました。指定管理につきましては、休業要請についてはやっておるんですけど、指定管理者のほうからの補償等については一切まだ来ておりませんので、訂正させていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 交付金の打合せの話が一番先やったと。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課、山崎です。

地方創生臨時交付金関係の御質問です。後で歳入のほうでまた説明をしようかと思っておりましたが、この臨時交付金ですね、国のほうで、人口なり財政力指数なり、あと、コロナの感染状況とかですね、そういったものを勘案して国のほうで算定をして、上限額として1億5,949万5,000円という配分を受けたわけです。これが第1次の配分で、またこの後、補助事業等の第2次配分、さらに、今、国のほうで審議されております2次の補正予算でまた増額のお話もあっておりますので、また金額は今後ちょっと変わってきますけれども、そういったことで、今、約1億6,000万の上限枠の配分を受けたところで、予算を編成をさせていただいたところでございます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 通常、LINEというと、個人とか団体とかで文字の情報のやり取りとか写真を添付してするやり方なんですけど、ミニホームページみたいな感じで、こういうバナーが幾つもあるんですよ。ホームページとか、ごみの出し方とか納税。こういうデザインをするのにお金がかかるということでございます。市内の事業者でできる方に頼みたいなところがございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 大体、説明で理解はしておりますが、私がここで質問できるのは、一番下のコロナ対策サテライトワーク支援事業補助金でございますが、あとは付託と思いますが、この件です。

私どもの子供も随分何人もテレワークで仕事をしております。こちらに帰ってきて、仕事、何でもされるというふうにしておりますので、非常にテレワークはいいなと思っているので、今、コロナのこういう社会的ピンチな時期に、あるもの、うきはにあるものを生かしながら社会貢献をし、そして、地元の活性化、ピンチをチャンスに変えるというようなことは非常に賛成な事業だなと私も個人的には思っております。それで、非常に賛成したいと思っておりますので、担当課のほうで、しっかり福岡市へアピールをしていただいて、頑張っていたきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきは市の財産は、自然とか、うきはテロワールとかいろいろあるんですが、そういう空き家とかも財産だし、空きオフィスも財産だし、一番は人がいい、人情というか、そういういいとがあるんで、全ての要素を誘致に深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 皆さんから、かなりの時間、皆さんも、ごもつともなお話、最後は上野議員がもう、大賛成の話も出てきましたけどですね、この補正予算については、懇談会か、全員協議会やったですかね、出てきたのは大きな4項目だけなんですよ。中小企業の家賃の支援、プレミアム、それから、コロナに負けないまちづくり支援補助金、ドライブスルー。この4つの説明を受けてですね、今回の補正予算書、そして、この内容は、聞かなければ、今日説明がなければ、もう全員分からんで、今日初めて聞くことが結構入っているんですよ。そして、こういう、皆さんも説明を聞いて、大方こういうことかという話になったんだと思いますが、結論から言いまして、この予算を付託にしても通るような話じゃないと、聞きながら思います。

何でかという、1つは、市長のあの説明も分かりますよ。皆さんの説明も分かるんだけど、特に一生懸命なのは分かるんですけど、ただ、説明がね、市民の現実の思いになってないもん。何か、樋口課長なり井上課長辺りの話聞きよると、自分のことだけの答弁じゃないですか。

それと、もう一つは、タイミング。市長が言う3つのテーマがありますですよ。まず、感染を今後防止。それと、経済対策。そして、コロナ禍後をどうするかと。

ただ、もう、うきは市は、たまたま、本当幸いに感染者がいませんからですね、市民のほうも、もう終わったかのような雰囲気があります。果たして、これでいいのかなということございましてですね、今、前議長のほうからも国庫支出金の1億5,949万5,000円の話もありまし

たが、約2億の国庫が入ってますですね。

御承知のとおり、今、第2次補正が国会で論議されてます。例えば、鍮水議員からもありましたけど、私、生涯学習のことは質問できるんですけど、アリーナですね、結論からすると、協定の31条で、非常の際については云々、協議ということでしょう。それから、40条は、もう一方的に僕はできませんと、取消しと。そういう危機的なものも実態上あるのは分かるんですけどね。まずは、私だったら、鍮水議員が言うように、全国のこれだけの企業なら、まずは、よそがしているからどうこうじゃない、まずは、きちっと調べて理論性を持たないと、よそがしちよるかって比較論は、私はあんまり好きじゃありません。そういうものを調べずして、ただ協定がありきのような感じ、そして、アリーナの25人の職員。なら、民間はどうなるんですか。そこの魂が全然聞こえてこない。この議案を通すだけの思いしかないようにしか見えません、聞こえません。もう少し真剣にやらないと。

それと、もう一つは、もう国が今、話があるように、第2次補正ですね、2兆円。だから、アリーナの件も話し合えば、次の段階のタイミングでいいんじゃないですか。テレワークも次のタイミングでいいんじゃないですか。今これをどうでも可決してほしいという話には、どう聞いても思えません。

そういうことでありましてですね、長々言うつもりはありませんけど、もう一回、執行部で話し合っ。付託前に。議長、それをぜひお願いします。でないと、このまましといても、委員会になっても、がちゃがちゃになるだけですよ。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、しっかり受け止めさせていただきますが、大きく2つであります。

アリーナについては、一言で言いますと、予算的な裏付けがないと、しっかりした交渉ができないということで、ぜひともですね、そのところを御理解いただきたいということであります。

それから、テレワーク、サテライトオフィスについては、ぜひともですね、ちょっと我々の説明が、なかなかうまく説明が行き届いてませんけれども、またしっかり委員会では、しっかり説明をさせていただきますけれども、ぜひ御理解いただきたいのは、今、苦しんでおられる事業者をどう救うかの視点で幅広い横軸を入れたですね、そういう施策を打って出ていると。こういうことだけは御理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 市長の思いはそうかもしれません。でも、アリーナにしてもテレワークにしてもですね、今、必ずやるべきタイミングかというか、どうしてもあるんですよ。

それよりも、生活困窮、医療従事者、介護、ここからはもう、生活に困っている人を今回の補正は支援すべきであって、その次の大きな補正の段階でやるべきタイミングじゃないんですかということを書いてますから、思ってますからね、多分、私だけじゃないと思いますよ。それと、このまま終わらせても、私、賛成できません。ですから、もう一回話し合って、急を要する、これは必ず、ここの予算にあれせないかんという。県南地区でも1か所、予算を組み替えしましたですよね。何か、それを思いながら思ったんですけど。とにかく、それしかないというならもう、付託されて話し合うしかありません、議論をするしかありませんけど、よかったら、もう一回、話し合いを内部でしてみてください。その結果においてまた、付託をするのかどうかということになろうと思いますから、ひとつ御検討をお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の補正予算（第3号）については、コロナ支援の第2弾であります。私どもは、この2弾で終わりとは思ってません。先ほどから答弁させていただいていますように、今後の第2波、第3波とか、いろんな長期化の可能性もありますし、順次、手を打っていかなくては行けないと、このように思っています。

そういう面では、第3波の対応については、昨日の一般質問もそうでしたが、今、江藤議員のほうから、改めて、その施策の在り方が本当に民意に即しているのかというような御指摘をいただいていますので、そこは真摯に受け止めて、この第3弾の支援策はどうあるべきかについては、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 論争をするつもりはありません。正直な思いを伝えてますからですね。だから、これ、このまま質疑を終えて付託されるにしても、もう一回、話し合いをしてください。このままで、また持っても。それを議員に納得させてやるなら、このままやるぞというふうな気持ちにさせないかんから、このまま分散してやっても、同じ繰り返しのよう気がしません。いま一度話し合いを求めて終わります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

ここで暫時休憩とさせていただきます。1時15分より再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

補正予算書18ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、20節扶助費、生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）336万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、今年の4月2日から、住居確保給付金の申請が、給与等の収入が減少し、住居を失うおそれがある方も申請できるように支給対象者が拡大しました。このため、今後、申請の増加が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

19ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、3目健康増進対策費、11節需用費、消耗品費43万6,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止のための防護用品として、マスク、手指消毒用アルコール等の購入費用を計上いたしております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。（発言する者あり）関連ということですね。

11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 今、マスクという言葉が出ましたので、この予算に直接関係ありませんが、いわゆるアベノマスク、あれですね、もう、ほとんど使わんけん、どこかで、何とか、回収箱か何かを作ってくれんやろうかというところが、もう、10人ぐらいおるとですよ。寄附したいと。して、学校とか病院で使うてくれと。そいき、どこか集むるところを何か所か作ってくれんやろうかと。いや、私も、その中の1人ばってんか、まだきれいにビニールに入ったまま保存しておりますので、どげんやろうか、その辺。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 対応を検討させていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この消耗品関係購入ということで、これを今後どのように使うのかだけは教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 市のマスク、消毒液、備蓄が、2月ぐらいの時点でマスク9万枚程度ございましたけれども、それから、中国のほうから御寄贈いただいた分もございましたけれども、この3か月、4か月で、かなり、学校、保育所、それから介護施設等に支給いたしましたので、現在1万枚程度しか残がございません。それから、1月末に通常備蓄用として発注をかけておりましたけれども、それはコロナが発生する以前の通常の単価で、1枚3円とか4円程度の料金ですけれども、この分については、まだいまだに納入がございません。やはり今、単価が下がってはおりますけれども、以前のやっぱり10倍程度、20円とか30円の値段はいたしますので、ただし、そういうふう在庫が厳しくなっておりますので、今後、学校、保育所、学童、そういったところに使うための分として、ある程度の枚数を確保しておきたいということで、今回この予算を計上いたしております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 分かりました。

それで、今回は備蓄用で購入すると。次の有事の際の備えということで認識しちよってよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

説明資料20ページをお願いいたします。

6款2項2目林業振興費165万円の増額補正でございます。主なものは、19節負担金、補助及び交付金の木材利用促進助成事業費補助金、新築等の木材の補助でございますけれども、今回は5件分、単価30万円で150万円を補正するものでございます。なお、こちらにつきましては、当初予算で20件分、600万の予算を御承認いただいておりますものの増額補正となります。

現在、コロナ対策等で林業関係も非常に大きな減収になっております。こちらのほうで森林組合からいただいた資料によりますと、丸太の単価で分かりやすく申し上げますと、1月と5月を比べると、30%以上の減額と。5月中旬からは、さらに価格が下がり始めて、取引がもう中止をしていると。うきは市、それから日田市も同じですけれども、そういった状況がございます。そ

ういった中で、地域木材の利用促進を市のほうでも図っていきたいという思いで補正をしたものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 増額補正で、これはありがたいことでございます。

その上の委託料で、地域材認定検査委託料、これは、この150万に対して1割ほどが認定検査委託料に必要なのか。そこ、この15万。どこに、どういう委託をどこにされるのか。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） こちらの分につきましては、先ほどの5件のものに関する調査委託になります。単価で3万円掛ける5件ということで15万の計上になっております。申し訳ありません。ちょっと、私が正式な委託先の名前をちょっと承知しておりませんので、後日、委員会等で御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねします。

19節の補助金の件ですが、当初予算が組んであって、ちょっと先ほどの説明では、丸太の単価が下がって大変厳しいということを言われ、そして、新築の物件5件分ということですが、これは、このような需要の見通しがあるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） こちらにつきましては、昨年、一昨年と予算を満額消化をさせていただいております。昨年度に至っては予算がなくなりましたので、その分については、できるだけ新年度にというふうな誘導もさせていただいた経過がございます。今年度につきましては、現在まで6件の申請を受け付けて、173万の今、支出を行っております。例年、秋ぐらいには予算が尽きてくるというふうな状況もございますが、今の時点で確実に来るというふうなものをつかんでいるわけではございません。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 21ページをお開き願います。

7款1項2目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金で3,250万でございます。内

容は、臨時経済対策商品券発行事業費補助金で、当初予算に2,000万予算措置しておりましたが、今回、福岡県が、プレミアム率を20%以上にすれば、県が10%を補助するという流れになりました関係で、うきは市としても、コロナの終息、ウイズコロナの対策として、紙ベースの商品券を2億5,000万円、電子を1億円、合計3億5,000万円、その県が10%、3,500万円を負担し、残りの5,250万、今回補正する3,250万で25%を予定しているところでございます。

7款1項3目の観光費、委託料20万円です。学生観光情報発信業務委託料ということで、うきは市内の唯一の浮羽究真館高等学校との域学連携事業で地域学習を深められているんですが、その域学連携の中で、コロナの広報活動、コロナの影響を受けた飲食店とかに対して広報活動を支援する事業をしていただくようになり、福井県の鯖江市のJK課という——JKは女子高校生という、JK課という事業がありますが、それを見習って、若い高校生の意見と活動力を生かして、コロナの影響を受けた飲食店等の広報活動をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2目と3目について、それぞれお尋ねいたします。

2目のプレミアム商品券は、いつ頃発行されて、いつ頃までの利用期間なのか。そして、1人当たり幾らまでなのか。その辺の情報をお願いいたします。

2点目は、観光費のほうですが、先ほど、浮羽究真館高校の学生さんにコロナの云々かんぬん言われましたけど、学校現場からすれば、もう、授業時数の確保が第一で、もちろん、いろんな活動をしてほしいというのは分かるんですけども、大変失礼な言い方ですが、小・中・高生の学生、若者に対する補助は全然なくて、こういうところに20万とか使うのは私の理解が及ばないところですけれども、これを絶対しなければいけない理由を教えてください。

以上です。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 発行時期と、いつまでかと、1人幾らまでかということなんですが、例年ですと、4月に取り組みまして7月に発行しておりましたが、今回は6月に、今、県からの問合せが、照会が来ておりますので、時期に対しては、ちょっとまだ——今回は紙ベースと電子もありますので、時期につきましては、まだ、いつ頃というのが発表できない状況でございます。

あと、有効期限につきましては、年度内ですけども、お金の交換時期とかございます、県の規定もございますので、それを見比べて、例年どおりのような対応を年度内のいつ時点かの対応と

ということになると思います。

1人幾らまでというのは、これも県の要綱とかに沿ってやりますが、例年ですと1人10万円で、売れ残った場合に、また追加販売とか、いろんなやり方があると思います。それも県の規定に併せてやりたいと思っております。

以上です。

学校現場は、授業数の確保とかで忙しい中に、この事業が緊急性はあるのかという御質問ですが、この件につきましては、浮羽究真館高等学校が、域学連携ということで、「うきは学」という地域の学習を例年やっております。その中で、高校としても、実のあるもの、もっと学習の効果が上がるものということで、いろいろ協議した結果、コロナ対策もつながるような広報活動をやっていくのがいいという、高校との、あと、観光公社との協議の中で生まれた企画でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目は、商品券の件ですけれども、来るのでしょうかけれども、実際、10万円とか追加の10万円を購入される方は、いわゆる20万程度の余裕資金がある方だと思われれます。国の政策に乗っかるしかないのかなと思いますけれども、一般財源も3,250万も使われるなら、本当に生活困窮家庭に直接配ったほうがいいような気もいたしますが、そのようなことは検討されたのかどうかお尋ねいたします。

2点目は、今回、コロナのことでということですが、じゃあ、この事業はまた次年度もやられる予定なのか。やろうとすれば、その財源は、どこから持ってこようと考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 臨時経済対策商品券は、福岡県の事業に基づきまして、福岡県が10%出すということで、商工会とか、いろんな方々と協議した結果、25%ということになっております。

直接配るとかというのは、また別な、国がやっております特別定額給付金とかいう制度になると思いますので、お金を直接配るとい、そういう検討は、基本的には国がするものだと考えておるところでございます。

それと、来年度以降はどうするのかということですが、域学連携自体は、浮羽究真館高校はやっておりますので、あとは事業の進捗状況を見ながら、私たちは、ちょっと何年先までという保証はできませんので、予算要求はしてまいりたいと思っておるところでございます。続けたいということでおるところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 最後のほうは財源を言っていたかなかったので、お願いしたいんですが。

もう一つ、じゃあ、商品券で、紙ベースは2億5,000万、電子申請は1億円ということで、電子申請ができない方、あるいは、しきらない方を含めてですね、ついては、紙ベースと違うことになると、やはり公平性ということから言えば、問題があるような気が致しますが、その点は、その公平性はいかに担保されるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 財源につきましては、地方創生の予算とかを捻出しながらやりたいと思っておりますが、鯖江市とかも同様に、地方創生の予算を組み合わせたり、国の補助金が取れば、取り合わせて130万程度の予算を組んでいるようですけども、うきは市としても、事業の進捗状況を見ながらやっていきたいと思っております。

それと、公平性ということで、紙の商品券が2億5,000万で電子が1億ですが、これのやり方につきましては、まだ商工会で決めているわけではありませんので、できるだけ公平になるような形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今、説明がありましたけれども、今までは、購入が1人10万と。家族が5人、6人おっても限度額が30万というふうに決まっております。こういうのは、県の規定で決まっとったんですか。今の答弁では、そういうことになるかなと。だけん、ああ、なるほどと思ったんですけども、それが今までも県の規定で決まっておったのか。商工会独自の判断でされてあったのではないのか。その辺を聞かせていただきたいと思っております。

それと、2億5,000万が紙ベースと、1億が電子と。この電子、まだ今のところ何も決まってないということでございますけれども、マイナンバーカードで、オンライン申請で、かなりごたつきがありました。ですから、この電子申請が、どういう形になるのか全くイメージが湧かないんですけども、その辺を教えてくださいたいと思っております。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） すみません。先ほどの、県の規定に準じてやりますというのは、県としては、できるだけ公平に広くとか、そういうような規定でございますので、それに基づいて商工会が県と打合せをしながら、これでいいですかという感じですので、絶対10万円でないといけないということはありません、はい。あと、近隣の商工会とも連絡を取

ってやっておりますので。

それと、1億円の電子マネーの関係ですけども、これは、県からキャッシュレスの取組をやってみませんかということで、うきは市に御相談があつて、それに対して、商工会も取り組みましょうということで手を挙げた分でございますので、そのシステムにつきましては、県からシステムとかは示されるものだと思っておりますし、やはり、こういうスマホでできるような形になると思いますので、重々その件につきましては、初めての取組ですので、慎重に協議しながらやりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 1億円の電子、県のほうからの協議ということでございます。

だから、電子マネーだから、a u P a yとかP a y P a yとか、いろんなのがあるんですね。だけん、その辺が、じゃあ、いつ頃その辺がはっきりするのか。そして、皆様に知らせるのがいつ頃なのか。ある程度、年度末までには発行期限、期日は明確でありましたので、じゃあ、発行するのは、4月に準備に取りかかったら、いつもやったら7月と。5、6、3か月。じゃあ、6月ですから、7、8、9、9月ぐらいにはできるのではないかと。通常であればですね。その辺だったらもう、やっぱり1か月ぐらい前には周知を図らんとですね、何か、また独り歩きして、また混乱をするのではないかと、そういう心配もいたしますので、その辺、周知をするときには、みんなが分かるようなですね、そういう文章でしていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） いろんなP a y P a yの関係がありますが、今の私たちに示されているのは、福岡県が宗像市でやった取組で、筑邦銀行とかが開発したシステムを提示されているところでございますが、ちょっと詳しい内容につきましては、事業進捗に応じて報告させていただきたいと思っておりますが、あと、周知につきましては、私も含めてなんですけれども、なかなか電子マネーとクレジットカードは全く違う組織だし、マイナンバーカードとかも、いろんなのありますので、混同されないように、きちんと商工会と打合せをしてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ようございますか。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3番です。

今の電子マネーの関係で出ました。私も、そこをちょっと一番危惧しているんですけど、うきは市内の業者のほうで電子マネーを今、使える場所が少ないと。非常に少ないという気がします。今、出ましたように、L I N E P a yとかP a y P a yとか、いろんな、今、電子マネーで使

えるようになってますけど、逆に、うきは市内のほうの業者のほうで、それに対応できないのではないかなど、そういう気がしておりますので、どんなふうな電子マネーのやり方になるのかなというのは今後協議するということですけど、十分そこは、使える業者が多いというような体制も併せて一緒にですね、やってもらいたいと、そんなふうな気がしております。

それと、3目のほうの関係です。鯖江市のJK課ということを利用して、浮羽究真館高校とするということで、非常にいいことだと思っております。先ほど、4番議員が言いましたように、学習の邪魔にならない程度で、十分こういった地元密着型でやるというのは非常にいいことだと思っておりますので、これについてはですね、今後とも継続してやれるような、やっぱりそういった体制づくりというか、やっぱりそういった事業の内容、そういったものを十分考えてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 電子マネーにつきましては、はっきりした数字じゃございませんが、市内でも100店舗は十分に、ガソリンスタンド、飲食店とか、電子マネーを使えるところはございます。ただ、それだけではキャッシュレスは進まないの、商工会としても、いろいろなそういう電子マネーの勉強会とかもやっておりますので、商工会とも十分打合せをしながら、キャッシュレスが普及できよう、努力してまいりたいと思います。

あと、地元密着型の高校ということで、学校としても、自分たちがただ勉強するだけじゃなくて、もっと実効的な勉強がしたいという要望もありますので、当然、私たちとしては、継続をしていきたいと思っておりますが、鯖江市みたいに職員を配置して、何百万というお金をつけられるかどうかというのは、ちょっと難しいので、その状況に応じながら協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 3回目。

どうも、ちょっと分からんところがあるんですけども、この電子マネー、あくまでも臨時経済対策商品券の発行ですので、これは地元の商店に落つるのが基本ですよ。電子マネーになると、どういうシステムかは分かりませんが、市外でも買えるんじゃないだろうか、そういう心配もしますけれども、市内だけで落とせるようなシステムにするんでしょうけれども、そういうことができるのか。そこが、ちょっと不安をしているところでございますので、あくまでも市内で消費すると。これが基本ですので、その辺も、しっかり加味してから、そういうものをつくっていただきたいと。そこは大丈夫。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 電子マネーについて、マイナポイントとかいうのは、どこでも使えるんですけども、今回の分は、筑邦銀行とかが開発した、ある一定地域で、ただ、購入はどこからでもできるというようなシステムで、商品券の紙媒体の電子化ということを進めていくということで御理解のほどをお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 1つ、お尋ねします。

この電子マネーは、県内、うきは市だけのお試しでございますか。

それと、この県の発行のやり方、予約制とか、コロナもありますので、何か、そういうのも加味して発売方法を考えていただくというようなこともお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 県にお尋ねしたところ、県内では、うきは市に、お声が掛かっているというふう聞いておるところでございます。ただ、それ以降に、どこか手を挙げているかどうかは、ちょっとはつきり分かりませんが、当初は、うちだけということございました。

それと、あと、販売につきましては、これまでの何十年かの経験がございますので、予約制を中心に、混乱のないように、熱中症にならないように配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 22ページをお願いします。

9款1項2目非常備消防費として553万3000円を減額補正するものです。これは、福岡県消防操法大会が中止となったためです。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費及び10款3項中学校費については、関連がありますので、一括して説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課、瀧内でございます。

23ページ並びに24ページの御説明でございます。一括して説明をさせていただきます。

国のほうで進める、いわゆるGIGAスクール構想に係る予算につきましては、3月議会で補正予算をお認めいただき、全額を繰越ししているところでございますが、このたび、新型コロナウイルス感染が発生したことにより、令和5年度までとされておりました、児童・生徒1人1台の端末整備が令和2年度に前倒しをされましたので、端末の不足数、小学校で765台、中学校で436台、計1,201台の購入費と設定費及び保守点検委託料の増額補正をお願いするものでございます。小学校費で4,758万円、中学校費で2,664万円、計の7,422万円ということになります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） GIGAスクール構想について、ちょっと方針といいますかね、考え方を教育長に。よろしゅうございますか。

今、瀧内課長のほうからも、ちょっと個人的にも聞いておりましたけど、このGIGAスクールの非常に先行的なですね、整備というのは、非常に私も期待をされるし、ぜひ今後、さらに先行的に進めていただきたいと思いますと思っております。

今、御承知のとおり、コロナ禍後の——じゃあ、コロナによって、こういうものが大変加速をしたということが報道で、ほぼ毎日のように出てきております。それで、この一般質問の中で、テレワークのですね、検討協議も始めるという教育長の答弁もあったことを記憶をしておりますが、これはこれで進めていって、ぜひ子供のこういうICT教育というもの。今年から、小学校が、いわゆるプログラミング教育がスタートですよね。ぜひお願いしたいと思います。それによって、この効果の1つで、ちょっと新聞を持ってきているんですけど、いじめなり、不登校なり、障害のある方なり、様々、このコロナによって教育の変化も大きく起こってくると思うんですよね。そうなると、テレワーク的な、とにかくパソコンとWi-Fiがあれば、ネットでそういうものができるという時代でもありますから、子供を健全に育てていく上に、ぜひ、こういう弱者の皆さん、そういう者の救済して効果のある方式をですね、ぜひ、その中で、しっかり活用を工夫をさせていただいて、また必要なものはですね、要求して、落ちこぼれないような体制の構築を願いたいという私の思いでもありますので、そういうことについて御答弁いただければと思うんですが、よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁をお願いします。

○教育長（麻生 秀喜君） タブレットを活用した教育につきましては、うきは市におきましては、

平成26年度から計画的に取り組ませていただきました。その1つの集大成としまして、昨年度、千年小学校のほうで発表させていただいております。また、その研究成果を継続しておりまして、議員御指摘のプログラミング学習につきましては、本年度から全ての小学校で実施するというところでやっております。

また、このスタート時に私どもが懸念したことというのは、このタブレットを使った学習というのは、まず、小学校の高学年から上はいいのかなど。しかし、小学校1年生、2年生、あるいは特別な支援を要する子供たちにはですね、どうだろうかという懸念はございました。実際やり始めましたら、その懸念は全くございませんでした。特に特別支援に関わる教育についてはですね、映像で出すタブレット、これも非常に効果があるということで、今、大いに活用をさせていただいているところでございます。

そういった経過とともにですね、これからの教育という意味でお尋ねがございました。

今、国が言っているGIGAスクール構想の1つの言葉でございますが、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末実現と。要するに、この1人、子供たち一人一人がタブレットを持つということは、これはもうスタンダードなんだと。標準なんだと。こういう教育が今後展開されていくと。まさしく、そのことを今回の新型コロナウイルス感染症でですね、いわゆる学校が臨時休校をすることに伴い、先ほど、議員御指摘はオンライン学習かと思えます。そのオンライン学習等が求められておるところでございます。

今、うきは市におきましては、議会一般質問の中でも申し上げましたが、臨時休校期間を利用して、新しく、うきは市にお見えになりました先生方を対象にしたタブレットの研修会を既に終わっております。それから、全ての職員を対象にしまして、小・中学校全てで、いわゆるオンライン学習の研修、これも終わっております。そういうことをやりながら、今、オンライン学習プロジェクトチームを発足させておりまして、既に1回会合を終えております。構成は、学校教育課、市の教育センター、校長代表1名、教頭代表1名と、全ての小学校からお一人参加いただいております。

今、効果のある動画、この作成を手がけております。というのが、今回、インターネット教材等を御紹介した中で、例えば15分通しでの動画というのなんかございました。これは、実際、子供たちに感想を聞きますと、やっぱり最初で飽きたというのもございました。その辺りを工夫して動画配信ができないかなということで、今、その作業に入っております。今月2回、またこのプロジェクトチームをしていきます。ここで動画の作り方というのを学校代表の先生方に学んでいただきまして、そして、各学校で動画の作成を1つには進めていきたいと。こういうのを今、取り組んでおります。

今後、恐らく国や県もですね、こういったことに関して、いろいろ情報提供があるかと思いま

すので、そういったものを取り入れながら、子供たち、一人一人の子供にとってですね、最適の学び、個別最適化を実現したいと。そういうことで頑張っていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ありがとうございます。分かりやすい見解を述べていただきました。

そこで、今の話を教育現場の先生方にした場合に、ちょっと新聞を読んで、これを切り抜いて持ってきたんですけど、ちょっと先々というのは、もうかなり身近に来ているというのは、今、竹永議員が働き方改革を一生懸命、先生方を思ってからやって発言をされております。ここで書かれているのは、もう、動画に、優秀な先生の講義をそれで届けるようなものに、世界で有名な人のあれをどんどん配信して、ある意味では、子供たちは先生との触れ合い、お互いのコミュニティー、生きる力を含めて、それは一番大事なことでもありますけど、学習によると、そういう優れた動画を通じて教育も成り立つようなことも、はっきり書いているんですよ。そういうこともありますので、そういうことについては、今からどう変わっていくか分かりませんが、その辺も、ちょっと協議の中でですね、どういうふうなものが生まれて話に出てくるか、ぜひ、その結果において、議会のほうにも報告をいただきたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと具体的に、これは課長のほうにお答えいただきたいんですが、さっき言いました、弱者、子供さんがいらっしゃるんですよね。いじめの問題とか、もう、不登校。今は、1人が一人一人のパソコンをですね、1人1台になるんですが、あと、不登校の方とか、そういう方々の特別支援的なものについては、やはり家にWi-Fiがセットされてパソコンを置かなければならないという、ちょっと具体的ですけども、そういうことについては、どういう方向性をお考えになるのか。ぜひお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁をお願いします。

○教育長（麻生 秀喜君） 大きな方向性でございますので、私のほうから現在の考えを申し上げたいというふうに思います。

御家庭のほうの状況を言いますと、そういった環境がまだ設定されていないという御家庭、うきは市内で大体1割強でございます。そういう状況を考えてみますと、例えば1人1台のタブレットが実現したら、セキュリティーの問題はありますけども、そのタブレットそのものを家に持って帰ることは可能だろうと。しかし、そこに環境がないということになりますと、いわゆる、例えばオンライン学習が使えないということになります。

この辺りについては、今、全国いろんなやり方があっておりますけども、うきは市としては、

オンラインの環境がない子供さん、あるいは、特別な支援、要するに、そばに先生がついておかないと、なかなかタブレットを扱えないお子さん等もいらっしゃいます。そういう方は、今回のコロナの臨時休校期間中もそうございましたけど、御家庭の事情によって、学校に子供さんをお預かりいたしました。ですから、そういう環境のないお子さんにつきましては、学校のほうでお預かりをして、配信のオンラインを、ある子供さんは御家庭の環境の中で受けていただく。その環境がないお子さんは、学校の中で受けていただく。そういう細やかな指導をしてみたいと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかに。7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） これ、要望として聞いてもらいたいですけど。

私ちょっと親御さんから聞いて、これは大変、子供も楽しみにして、覚えるのが早いということでは聞きました。そこで言ったのが、先生方が研修、勉強されていると聞きましたけど、ある程度同じくらいのレベルで先生方がなってもらわないと、教えるのに、ばらばらでは、これ、大変だろうと。そのところをちょっと危惧していましたのでね、そこんにきをちょっと力入れていただきたいと思って、要望としてお願いします。

○議長（中野 義信君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、申し上げましたように、新しくお見えになった先生、あるいは、他の地域で全く経験のない先生等もいらっしゃっております。先ほど申したような研修もやっております。今、先生方、一生懸命頑張っていていただいております。そういう議員の御要望については、お応えしてみたいと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで10款2項及び10款3項の質疑を終わります。

次に、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） それでは、予算書の25ページをお開きください。

予備費でございます。14款1項1目予備費2万8,000円の増額でございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

続きまして、歳入です。

11ページをお開きください。ちょっとお戻りをお願いいたします。

15款1項1目、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金252万円の歳入でございます。国庫負担金ということでございます。この分は、歳出予算、3款3項1目、生活困窮者自立支援事

業に対する負担金となります。

続きまして、12ページを御覧ください。

まず、15款2項1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,949万5,000円となります。この分は、2款1項17目、先ほど審議いただきました、新型コロナウイルス感染症対策費、この分として1億5,309万5,000円、それから、10款2項2目、小学校の教育振興費316万1,000円、10款3項2目、中学校教育振興費323万9,000円、合わせて640万ですけども、これは4月24日の専決補正の就学援助分の補助金となります。

それから、15款2項6目でございます。2節の小学校費の分ですが2,299万5,000円。その下、3節中学校費補助金1,471万5,000円。先ほど説明のありました、10款2項2目並びに10款3項2目のGIGAスクール関係の補助金となります。

次に、13ページでございます。

18款1項2目指定寄附金500万です。先ほど、2款1項7目で説明しました、財政調整基金費の地域振興基金に振り分ける寄附金のものでございます。

続きまして、14ページ。

19款1項1目財政調整基金繰入金2,500万の減でございます。このことによりまして、当初予算から通算しまして5億9,910万円が通算の繰入れとなります。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、教えていただきたいと思います。

先ほど、12ページの総務費、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億5,949万5,000円。その内訳が、今3つ言われたんですけど、コロナ対策費と学校の2つということ。コロナ対策費で1億5,395万、国のほうからのと、これが入ってきているんだろうと思うんですけど、一般財源が8,174万マイナスになっている、このマイナスが、どこがマイナスになっているところが、ちょっと、そこの説明をちょっとしていただきたいと思ひましてですね。よく理解できないんですけどですね。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） これ、4月の専決の予算書と、ちょっと見ていただくのが一番分かりやすいんですけども、4月24日の専決のときに1億1,770万円の一般財源を入れております。その分と今回の分を差引きしますと3,596万となります。4月24日が1億1,770万、今回が8,174万のマイナスで、プラマイしますと3,596万が一般財源とい

うこととなります。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） いまいち理解してないんですけど、その専決、この前、専決された分のところに充てた分が、この8,174万ということで認識すればよろしいんですかね。そうすれば、一番最初に緊急支援策で1億2,410万やったんですかね、あれを、財政調整基金を崩してという。結果的には、1億2,400万の財政調整基金は崩したが、8,174万は国のほうから、その分は入ってきたら認識すればいいんですか。そこが、ちょっとよく理解ができないという。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 4月の専決の分が、2款1項17目が1億1,770万と、あと、先ほど説明した10款の分が合わせて640万あります。この分を当初は全額一般財源、財政調整基金を取り崩して、一般財源ということでしてございましたけども、今回、コロナ対応の地方創生臨時交付金が入ってきましたので、その分が入ってきた関係で差引きをして、一般財源が結果的に8,174万減額できるようになったということでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 頭の中でちょっと理解できておりませんので、何か、何ですかね、資料というか、ここのところは、こういったんですよというのがありましたなら、それを頂きたいと思います。収入支出は、最終的にはプラマイ・ゼロになるとやろうからですね、そこが、前の補正予算との絡みやらというのが、ちょっとよく理解できておりませんので、そういったのが分かる資料があれば頂きたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） すみません。ちょっと私の説明も、なかなかつたないものがありまして申し訳ありません。資料を後で準備したいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） すみません。今、2番議員からの質問と同じようなことになるかもしれませんが、改めて2,500万円戻すという関係になるということで、実質的には9,910万ということで、累計で3回報告がありました5億9,910万ということになるかと思えます。

それで、実は今回の提案の中で、家賃補助ということで3,200万計上されていた分も改めてあったと思います。今、政府は、第2次補正予算を審議しているところでありまして、この中に家賃支援給付金というのも実を言うとありまして、そういう意味では、先行した形での予算に

なっているというふうに理解しております。そういう点では、財政調整基金の使い方について、改めて、このコロナ禍の中で、どういう財政支出の考え方を取っておられるか。当初予算の5億そのものも含めてですけれども、使い方について、今回のコロナ禍の中で、今後どういう財政計画を組んでいくのかということをお尋ねしたいというのが1点目です。財政調整基金の使い方について、どういう考え方があるか、お尋ねをしたいといったところです。

それから、地方創生臨時交付金について伺いますけれども、その使い方について伺います。これは、要綱が国から示されておりますので、それに基づいて申請していくという関係だろうとは思いますが、当初予算の中でも、例えばですね、中小企業の貸付利子補給制度というのがありましたですね。うきはブランド推進課の管内になるかと思えますけど。実は、これは、以前に借りたお金の利子補給をうきは市が行っているという制度で、実は、この営業との関係も含めてです、営業の低下というか、の中で、これ自体が非常に苦しくなっているのではないかというふうに、ちょっと想定しているんですね。そういう意味では、従来の予算計画で出されていた、いろんな支援の中の一つ一つをやっぱり、ちゃんときちんと点検して必要な策を講じていかないと、地方創生臨時交付金の有効活用というか、さっきは、いろいろ、いろんな議員、ほかの議員からたくさん出ておりましたけれど、改めて、その辺のところを考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。改めて、財政歳入のところと歳出のところのコントロールをどうしていくかといったところで、やっぱり歳入に係るところで、どうやって見ていくかといったところが歳出を決めていくわけなので、支援によってできること、できないことをきちんと分けて方針化してほしいという、これは、ある意味では要望になりますけど、お願いをしたいというふうに思っています。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 2点御質問をいただきました。

まず、財政調整基金の使い方といいますか、考え方ということでございます。当初5億で想定をしておりましたけれども、新型コロナの影響がありまして、緊急性もあって、最初は一般財源でもということで1億2,410万、全額これから支出、取崩しをして一般財源化してきたわけです。

今回、補助金がつきまして2,500万少なく済むようになりましたけれども、今後もですね、国・県の事業を有効に活用しながら、できる限り、財政調整基金、今、うきは市は結構、基金の残高は持っているんですけども、これまでずっと積み上げてきた、いろいろ行政改革等で、いろいろ積み上げてきた大事な基金でございますので、極力基金を減らさないようにやっていきたいと思っております。ただ、コロナの第2波、第3波とかで、また行く中で、政策的にやっていかな

ければいけない部分もあるかもしれませんが、基本的には極力、国・県の事業を使って、これを極力、財政調整基金を減らさないという考えでいきたいと考えております。

それから、地方創生臨時交付金の有効活用ということでございます。これ、かなりですね、間口の広い補助金と申しますか、交付金になっておりますけれども、そういう中で、いかに市民の方によく支援ができるのかということを考えながらやっていきたいと思っております。今後また追加のお話もありますので、できる限り、うきは市にとって有利なように運営をしていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） すみません。お答えいただいてありがとうございます。

改めて、まだ、今回だけじゃなくて、今後も引き続きあると思うので。財政規律との関係で、財政調整基金を取り崩していくというだけの問題じゃなくてですね、実態をつかんで有効に活用して、戻していくなら戻していくという、財政規律をきちんと守っていただきたいということと。

さっきも言いましたけれども、うきは市内のいろんな実情をもう少し具体的に把握できたらいいのかなというのが私の感想です。先ほど言いましたけれども、貸付利子の補給の問題でも、対象となる方々の事業が、今、一体どうなっているのか。その方々が持続化給付金をどのように受け取られているのかといったところの問題も含め、それから、先ほど言いましたけれども、マスクだけじゃなくてフェイスのところだとか、いろんな関係が出てくるだろうと。その関係が、やはり学校やら保育園やらとかといったところの問題もあるだろうと思うんですね。そういった施策で、もう一回練っていただければありがたいと思いますので、これは要望としてだけ——お答えはいただきませんで結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 13ページの指定寄附金で500万の補正が上がっておりますが、この総務費寄附金は、どこから来たのか。今回1回だけなのかを含めて、説明をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この分は、コロナの対策に使ってほしいということで、一般の方から寄附を頂いております。その分が500万ということでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 大変ありがたい話ですが、これは、お名前とか、企業かも分かりませんが、そういう情報は公開しないでください、使い道は、とにかくコロナであれば何でも構いませんということなのか、それとも、ちょっと新聞、きちんと毎日隅々まで読んでいるわけで

はありませんけども、もう公表があっているものか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この寄附の方については、コロナのほうの対策に使ってほしいということで、ただ、あんまり大っぴらにというか、本人の希望ですね、あんまり公表はしてほしいくないというようなことでしたので、本人の了解が取ればですね、何らかの方法で公表していきたいと思っておりますが、現時点では、そういうことではございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） そしたら、私たち議員は、これについては、一般の有志の方から寄附がありましたと。お名前は今のところ明らかにできませんという情報の発信ぐらいまでやったらオーケーということによろしいですか。それとも、もう全く駄目なのか。中間点があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 御本人さんとの調整がつけばですね、公表ができるような状態になりますので、ちょっと、お時間をいただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 予算に計上させていただいておりますので、寄附があったということとはもう事実でございます。ただ、お名前については、本人さんの希望によって明らかにしてないということでお願いしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 先ほど言った、地方創生臨時交付金ですね、これの算定根拠が人口割と何とかかんとかで分かりませんでしたけれども、その辺が詳しく分かれば教えていただきたいと思えます。

また今度の、今、国会で審議されております。今度は3兆円規模とか言っておりますので、それも単純計算で配分があるのかなと期待はしておるところでございます。

それと、この地方創生臨時交付金は、こういうものに使ってくださいという、恐らく、そういう何か総務省のほうから資料が来ているんだろうと思えますけれども、それを見せていただければありがたいと。それが、資料提出ができるかどうかですね。

それと、今言われてた寄附金、これは、市内の方なのか市外の方なのか。今、話を聞けば、市内の方かなという感じはしますけれども、そのくらいだったら大丈夫かな。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず、地方創生臨時交付金の関係ですけども、先ほど言いましたように、人口とか財政力指数とかで国のほうがはじいているので、うちのほうの試算とは、そ

れよりかちょっと多めに来ているので、恐らく福岡県が最初に緊急事態宣言の指定になりましたので、配分が手厚く来たのかなという感じがしております。

それから、使い道のパンフレットでよろしければ準備したいと思いますが。

それから、寄附金の関係ですけれども、お伝えできるのは、うきは市出身の方ということで、そこまで、ちょっと御了解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第36号の質疑を終わります。

ここで、都市計画準備課長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。課長、どうぞ。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課でございます。

議案第37号、旧姫治小学校の無償貸付けについて、御質問をいただいております件について御回答します。

まず、竹永議員から、姫治小の固定資産税相当額が幾らかという質問でございますけれども、現在、当土地につきましては、うきは市が所有しており、非課税となっているので、具体的に算出しておりませんので、金額については分からないという回答になります。

それと、文部科学省の補助金の額ですけれども、過去の累計として、合計で7,105万7,000円が過去の補助金としていただいているものでございます。

それから、櫛川議員の御質問ですけれども、売却した場合に幾らになるのかということですが、土地・建物とも不動産鑑定に出しておりませんので、結果、算出しておりませんので、金額については不明ということでございます。また、その場合、売却した場合に補助金の返還が幾らになるのかということにつきましては、その譲渡金額、いわゆる売却金額等が算出の過程で影響します。要は譲渡金額が関係してきますので、具体的に売却した場合に補助金の返還額が幾らかというのは、現時点では算出ができないという回答になります。

以上です。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（中野 義信君） 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり、付託することに決しました。

_____ . _____ . _____

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 2 時 25 分散会
